

# 平針住宅建築工事（第10工区）

番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺
A0	表紙、図面目録		A28	東階段断面詳細図	A1: 1/50 A3: 1/100	S1	鉄筋コンクリート構造配筋基準図1		G1	外構工事特記仕様書1	
A1	建築工事特記仕様書1		A29	西階段詳細図	A1: 1/50 A3: 1/100	S2	鉄筋コンクリート構造配筋基準図2		G2	外構工事特記仕様書2	
A2	建築工事特記仕様書2		A30	共用部分天井伏図	A1: 1/100 A3: 1/200	S3	鉄筋コンクリート構造配筋基準図3		G3	外構工事特記仕様書3	
A3	建築工事特記仕様書3		A31	2DKタイプ 平面詳細図	A1: 1/30 A3: 1/60	S4	鉄筋コンクリート構造配筋基準図4		G4	外構工事特記仕様書4	
A4	建築工事特記仕様書4		A32	2DKタイプ 展開図1	A1: 1/50 A3: 1/100	S5	鉄筋コンクリート構造配筋基準図5		G5	外構工事特記仕様書5	
A5	建築工事特記仕様書5		A33	2DKタイプ 展開図2	A1: 1/50 A3: 1/100	S6	鉄筋コンクリート構造配筋基準図6		G6	外構配置図(舗装)	A1: 1/200 A3: 1/400
A6	建築工事特記仕様書6		A34	2DKタイプ 建具表・建具キープラン	A1: 1/50 A3: 1/100	S7	鉄筋コンクリート構造配筋基準図7		G7	外構配置図(施設)	A1: 1/200 A3: 1/400
A7	建築工事特記仕様書7		A35	3DKタイプ 平面詳細図	A1: 1/30 A3: 1/60	S8	鉄筋コンクリート構造配筋基準図8		G8	外構配置図(排水)	A1: 1/200 A3: 1/400
A8	建築工事特記仕様書8		A36	3DKタイプ 展開図1	A1: 1/50 A3: 1/100	S9	鉄筋コンクリート構造配筋基準図9		G9	外構詳細図1	A1: 1/10, 20 A3: 1/20, 40
A9	建築工事特記仕様書9		A37	3DKタイプ 展開図2	A1: 1/50 A3: 1/100	S10	ポーリング柱状図1		G10	外構詳細図2	A1: 1/20, 30, 100 A3: 1/40, 60, 200
A10	建築工事特記仕様書10		A38	3DKタイプ 建具表・建具キープラン	A1: 1/50 A3: 1/100	S11	ポーリング柱状図2		G11	外構詳細図3	A1: 1/30, 50 A3: 1/60, 100
A11	全体配置図、附近見取図	A1: 1/500 A3: 1/1,000	A39	部分詳細図1	A1: 1/3, 5, 10, 20 A3: 1/6, 10, 20, 40	S12	伏図(杭・基礎・1階)	A1: 1/200 A3: 1/400	G12	側溝・樹詳細図、樹リスト	A1: 1/10, 20 A3: 1/20, 40
A12	配置図、建物概要	A1: 1/200 A3: 1/400	A40	部分詳細図2	A1: 1/5, 10, 20 A3: 1/10, 20, 40	S13	伏図(2階~R階)	A1: 1/200 A3: 1/400	G13	自転車置場詳細図1	A1: 1/30 A3: 1/60
A13	求積図・面積表(建築基準法)	A1: 1/200 A3: 1/400	A41	部分詳細図3	A1: 1/5, 10, 20 A3: 1/10, 20, 40	S14	軸組図	A1: 1/200 A3: 1/400			
A14	求積図・面積表(公営住宅法)	A1: 1/200 A3: 1/400	A42	部分詳細図4	A1: 1/2, 5, 10 A3: 1/4, 10, 20	S15	杭リスト	A1: 1/40, 100 A3: 1/80, 200			
A15	仕上表1		A43	2DK 内装平面詳細図	A1: 1/10 A3: 1/20	S16	基礎・基礎梁リスト	A1: 1/50 A3: 1/100			
A16	仕上表2		A44	3DK 内装平面詳細図	A1: 1/10 A3: 1/20	S17	柱・スラブ・壁リスト	A1: 1/50 A3: 1/100			
A17	平面図(ピット、1階)	A1: 1/100 A3: 1/200	A45	内装断面詳細図1	A1: 1/10 A3: 1/20	S18	梁・小梁リスト	A1: 1/50 A3: 1/100			
A18	平面図(2~6階)	A1: 1/100 A3: 1/200	A46	内装断面詳細図2	A1: 1/10 A3: 1/20	S19	中空スラブ標準仕様書				
A19	平面図(7階、屋根)	A1: 1/100 A3: 1/200	A47	内装断面詳細図3	A1: 1/10 A3: 1/20	S20	2~7階中空スラブ伏図	A1: 1/100 A3: 1/200			
A20	立面図1	A1: 1/100 A3: 1/200	A48	2DK・3DK 内装床・床下地伏図	A1: 1/50 A3: 1/100	S21	中空スラブリスト、施工断面図、補強要領、断面配筋図	A1: 1/30 A3: 1/60			
A21	立面図2	A1: 1/100 A3: 1/200	A49	2DK・3DK 内装天井・天井下地伏図	A1: 1/50 A3: 1/100	S22	雑詳細図	A1: 1/30 A3: 1/60			
A22	立面図3	A1: 1/100 A3: 1/200	A50	基本パネル標準図	A1: 1/40 A3: 1/80	S23	架構配筋図	A1: 1/50 A3: 1/100			
A23	断面図	A1: 1/100 A3: 1/200	A51	現況図、仮設計画図	A1: 1/200 A3: 1/400						
A24	矩計図	A1: 1/50 A3: 1/100									
A25	断面詳細図	A1: 1/20 A3: 1/40									
A26	東階段平面詳細図1	A1: 1/50 A3: 1/100									
A27	東階段平面詳細図2	A1: 1/50 A3: 1/100									

## 愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号H29Q12J00800

課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項目	特記事項																																																																																																																																																																															
【建築工事】	■1章 一般共通事項■																																																																																																																																																																															
1.1.1 適用範囲	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書(平成28年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工物品質管理要領 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 3. 設計図書はの優先順位は、次の1) から5) までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2) から5) に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)																																																																																																																																																																															
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																															
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時) また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。																																																																																																																																																																															
1.1.7 別契約の関連工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建</th> <th>電</th> <th>給</th> <th>ガ</th> <th>外</th> <th>汚</th> </tr> <tr> <th>工</th> <th>築</th> <th>気</th> <th>水</th> <th>ス</th> <th>構</th> <th>水</th> </tr> <tr> <th>事</th> <th>区</th> <th>区</th> <th>区</th> <th>区</th> <th>区</th> <th>区</th> </tr> <tr> <th>区</th> <th>区</th> <th>区</th> <th>区</th> <th>区</th> <th>区</th> <th>区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 械 用 基 礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排 水 枡</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>堅 樋 ( 横 引 き 管 共 )</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>フロアードレイン・ルーフドレイン</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化 粧 キ ャ ビ ネ ッ ト</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ク ー ラ ー 用 ス リ ー プ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭 頭 処 理 及 び 補 強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 備 ス リ ー プ 箱 入</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設 備 ス リ ー プ 構 造 体 補 強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設 備 ス リ ー プ 防 水 処 理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水 槽 ( 高 架 , 受 水 ) 架 台</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設 備 関 係 取 合 せ 部 内 装 穴 開</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機 械 室 床 の 穴 明 け 及 び 穴 埋 め 工 事</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液 面 電 極 棒 フ ロ ー ト ス イ ッ チ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 上 用 リ レ ー 及 び 盤</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水 道 用 集 中 検 診 配 管 配 線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 上 結 線 及 び 調 整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事(建築)*1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事(建築)*2</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。                      *1：昇降路築造工事、各階出入口の穴明け明け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上げ工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。                      *2：動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p>	項目	建	電	給	ガ	外	汚	工	築	気	水	ス	構	水	事	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	機 械 用 基 礎	※					※	排 水 枡	※		※			※	堅 樋 ( 横 引 き 管 共 )	※					※	フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※	照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強	※						化 粧 キ ャ ビ ネ ッ ト			※				ク ー ラ ー 用 ス リ ー プ	※						居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー	※						杭 頭 処 理 及 び 補 強	※						設 備 ス リ ー プ 箱 入		※	※	※		※	設 備 ス リ ー プ 構 造 体 補 強	※					※	設 備 ス リ ー プ 防 水 処 理	※					※	水 槽 ( 高 架 , 受 水 ) 架 台	※		※			※	設 備 関 係 取 合 せ 部 内 装 穴 開	※	※	※	※		※	機 械 室 床 の 穴 明 け 及 び 穴 埋 め 工 事	※					※	液 面 電 極 棒 フ ロ ー ト ス イ ッ チ				※			同 上 用 リ レ ー 及 び 盤		※					水 道 用 集 中 検 診 配 管 配 線				※			同 上 結 線 及 び 調 整				※			エレベーター関連工事(建築)*1	※						エレベーター関連工事(建築)*2		※				
項目	建	電	給	ガ	外	汚																																																																																																																																																																										
工	築	気	水	ス	構	水																																																																																																																																																																										
事	区	区	区	区	区	区																																																																																																																																																																										
区	区	区	区	区	区	区																																																																																																																																																																										
機 械 用 基 礎	※					※																																																																																																																																																																										
排 水 枡	※		※			※																																																																																																																																																																										
堅 樋 ( 横 引 き 管 共 )	※					※																																																																																																																																																																										
フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※																																																																																																																																																																										
照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強	※																																																																																																																																																																															
化 粧 キ ャ ビ ネ ッ ト			※																																																																																																																																																																													
ク ー ラ ー 用 ス リ ー プ	※																																																																																																																																																																															
居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー	※																																																																																																																																																																															
杭 頭 処 理 及 び 補 強	※																																																																																																																																																																															
設 備 ス リ ー プ 箱 入		※	※	※		※																																																																																																																																																																										
設 備 ス リ ー プ 構 造 体 補 強	※					※																																																																																																																																																																										
設 備 ス リ ー プ 防 水 処 理	※					※																																																																																																																																																																										
水 槽 ( 高 架 , 受 水 ) 架 台	※		※			※																																																																																																																																																																										
設 備 関 係 取 合 せ 部 内 装 穴 開	※	※	※	※		※																																																																																																																																																																										
機 械 室 床 の 穴 明 け 及 び 穴 埋 め 工 事	※					※																																																																																																																																																																										
液 面 電 極 棒 フ ロ ー ト ス イ ッ チ				※																																																																																																																																																																												
同 上 用 リ レ ー 及 び 盤		※																																																																																																																																																																														
水 道 用 集 中 検 診 配 管 配 線				※																																																																																																																																																																												
同 上 結 線 及 び 調 整				※																																																																																																																																																																												
エレベーター関連工事(建築)*1	※																																																																																																																																																																															
エレベーター関連工事(建築)*2		※																																																																																																																																																																														
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成28年4月1日改訂)に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyouryou.pdf)																																																																																																																																																																															
<工事関係図書>																																																																																																																																																																																
1.2.1 実施工程表	* 概成工期： ・有(     年   月   日 ) ※ 無																																																																																																																																																																															
1.2.2 施工計画書	* つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。(平成22年7月23日付22建企第332号建設企画課長通知)																																																																																																																																																																															
1.2.4 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類と同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠べい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項：件名(工事名)、名称(工程)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」により行うことができる。 3) 竣工時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。																																																																																																																																																																															

項目	特記事項																	
<工事現場管理>																		
1.3.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)によるものとする。																	
1.3.3 電気保安技術者	* 電気保安技術者： ・適用する ※適用しない																	
1.3.5 施工条件	* 施工時間 時間制限： ・無 ※有(午前8時から午後5時まで) * 部位別の施工順序： ※無 ○有(図面による) * 工事車両の駐車場所 駐車制限： ※有(図面による) ・無 * 資機材置場所 置場制限： ※有(図面による) ・無 * その他： ( )																	
1.3.11 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物： ・有(処理方法： ) ※ 無 現場において再利用を図るもの： * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.htmlを参照。)に基づき適正に行う。 2. 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。 1)再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2)再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとす。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他( ) * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutu/credas/、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki290401.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html																	
建設副産物	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成27年4月1日施行)に基づいて行うこと。 * 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 * 非飛散アスベスト処分																	
再資源化	* 非飛散アスベスト建材の処分方法： ・指定しない ※指定する(処分方法： )																	
<材 料>																		
1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照)別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。																	
1.4.2 材料の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において愛知県内で算出された木材(愛知県内で算出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。)を使用する場合は、以下による。 ・県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 ・ ・ ・ ・ ・使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という)が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとする。 ・受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等(図-1)が明記された出荷伝票等により行う。 ・受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ(http://www.aichi-wood.com/index.html)にて公表される認定事業者一覧により行う。																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">株式会社 黒川建築事務所</td> <td colspan="2">平針住宅建築工事(第10工区)</td> <td rowspan="2">図面番号 No.A1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td colspan="2">縮尺 建築工事特記仕様書1</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年3月</td> <td colspan="3">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>		株式会社 黒川建築事務所			平針住宅建築工事(第10工区)		図面番号 No.A1	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦			縮尺 建築工事特記仕様書1		検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		
株式会社 黒川建築事務所			平針住宅建築工事(第10工区)		図面番号 No.A1													
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦			縮尺 建築工事特記仕様書1															
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課															

項 目	特 記 事 項																									
<p>再生資源の利用</p> <p>&lt;施 工&gt;</p> <p>1.5.2 技能士</p>	<p>図-1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">       この木材は、&lt;あいち認証材&gt;です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号 No. ○-○〇〇     </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（<a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/H26yoryokaisei/H26sossenriyou.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/H26yoryokaisei/H26sossenriyou.pdf</a>）を参照し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</li> <li>* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。</li> <li>* 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書（様式8）    2) あいくる材使用実績集約表（様式9）</li> <li>* あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/shizai.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/shizai.html</a></li> </ul> <p>* 技能士： ※延べ面積5,000㎡以上の工事に適用する * 適用する技能検定の職種及び作業の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>適用職種</th> <th>工事種別</th> <th>工事の細分</th> <th>資格（技能検定における選択作業）</th> </tr> <tr> <td>※</td> <td rowspan="2">鉄筋工事</td> <td>加工及び組み立て</td> <td>1級鉄筋技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>型枠</td> <td>1級型枠施工技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td rowspan="2">コンクリート工事</td> <td>床コンクリートこて仕上げ</td> <td>1級左官技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td rowspan="4">防水工事</td> <td>アスファルト防水</td> <td rowspan="4">1級防水施工技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>シート防水</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>塗膜防水</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>シーリング</td> </tr> </table> <p>* その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別：</p>	適用職種	工事種別	工事の細分	資格（技能検定における選択作業）	※	鉄筋工事	加工及び組み立て	1級鉄筋技能士	※	型枠	1級型枠施工技能士	※	コンクリート工事	床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士	※	防水工事	アスファルト防水	1級防水施工技能士	※	シート防水	※	塗膜防水	※	シーリング
適用職種	工事種別	工事の細分	資格（技能検定における選択作業）																							
※	鉄筋工事	加工及び組み立て	1級鉄筋技能士																							
※		型枠	1級型枠施工技能士																							
※	コンクリート工事	床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士																							
※		防水工事	アスファルト防水	1級防水施工技能士																						
※	シート防水																									
※	塗膜防水																									
※	シーリング																									
<p>1.5.5 施工の検査等</p> <p>1.5.9 化学物質の濃度測定</p>	<p>* 見本施工： ・実施する ※実施しない</p> <p>* 濃度測定： ※実施する ・実施しない</p> <p>* 実施に当たっては、「平成15年6月6日付事務連絡 公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。 測定対象の化学物質：    ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定方法：    アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 測定対象室及び測定箇所数： 建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。</p> <p>* 中間技術検査： ◎行わない    ・行う（実施回数：    、実施時期：    ）</p> <p>A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図    2) 平面図・求積図    3) その他〔    〕 B. 次の図面を監督職員の指示によりマイクロフィルム作成を行うと共に、第二原図（PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品）A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図（変更設計図を含む）    2) 完成図 C. 完成図のCADデータ * 提出する（ ・愛知県電子納品運用ガイドライン（案）に基づく ※監督職員との協議による） ・提出しない</p>																									
<p>&lt;工事検査及び技術検査&gt;</p> <p>1.6.2 技術検査</p> <p>&lt;完成図等&gt;</p> <p>1.7.2 完成図</p> <p>1.7.3 保全に関する資料</p> <p>■その他■</p> <p>提出書類</p> <p>火災保険等</p> <p>常備図書</p> <p>建設業退職金共済制度</p> <p>施工体系図の掲示</p> <p>各種調査への協力</p> <p>工事中の安全管理</p> <p>工事コスト調査の協力</p> <p>光熱水費</p> <p>特定住宅瑕疵担保責任</p> <p>工程表・工事費内訳明細書</p> <p>騒音・振動対策</p> <p>排出ガス対策型建設機械</p>	<p>* 中間技術検査： ◎行わない    ・行う（実施回数：    、実施時期：    ）</p> <p>A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図    2) 平面図・求積図    3) その他〔    〕 B. 次の図面を監督職員の指示によりマイクロフィルム作成を行うと共に、第二原図（PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品）A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図（変更設計図を含む）    2) 完成図 C. 完成図のCADデータ * 提出する（ ・愛知県電子納品運用ガイドライン（案）に基づく ※監督職員との協議による） ・提出しない</p> <p>* 保全に関する資料 提出部数： ※発注者用2部＋入居者用（    ）部    ・（    ）部</p> <p>* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材（機材）一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの</p> <p>* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は「愛知県建設工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。</p> <p>* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成28年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p> <p>* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。</p> <p>* 下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。</p> <p>* 本工事が、公共事業労働調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力を行うこと。</p> <p>* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。</p> <p>* 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合、現場代理人は継続的に地震関連情報の収集に努め、危険と判断される場合は、工事中の建築物その他工作物等について、安全対策を講じた上で現場作業を中止する。なければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。</p> <p>* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ※要する    ・要しない</p> <p>* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。</p> <p>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名：    建設機械名： 作業名：    建設機械名：</p> <p>* 排出ガス対策型建設機械の適用： ※ 有り    ・ なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW））</p>																									

項 目	特 記 事 項														
<p>貨物自動車等の車種規制</p> <p>特定特殊自動車の燃料</p> <p>工事の下請負</p> <p>施工体制</p> <p>現場代理人 事故報告</p> <p>薬液注入工法</p> <p>&lt;縄張り、遣方、足場その他&gt;</p> <p>2.2.4 足場その他</p> <p>&lt;仮設物&gt;</p> <p>2.3.1 監督職員事務所等</p> <p>建設現場標識の設置</p>	<p>（対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））</p> <p>* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 （<a href="http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/">http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/</a>）</p> <p>* 工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）</p> <p>* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p> <p>* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省事務次官通達）による。</p> <p><b>■2章 仮設工事■</b></p> <p>* 設置する足場、栈橋、リフト等の設置： ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場：（幅： ・0.9 ※1.2 m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（建築編）」の「2.2.4足場その他」の(b)の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月2日）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 * 仮囲い： ※設置する ・設置しない 仮囲いの構造： ※成型鋼板（H=3.0m） ・波型カラー鉄板（H=1.8m） 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p> <p>A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所： ※設ける ・設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100㎡程度 * 標準仕上げ 1) 床： 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井： 合板又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品： 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全帯、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品： ◎パソコン ◎プリンター ◎FAX ◎複写機 ◎インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。</p> <p>B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板（愛知県建設部「PR看板設置要綱」による）： ※設置する ・設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。</p> <p>* 建設現場標識： ※設ける ・設けない ・他工事と共同設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">工事名</td> <td>○〇住宅建築工事(第〇工区) ○〇住宅電気工事(第〇工区) ……………</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>○○○○○</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>○建設株式会社 ○設備株式会社 ……………</td> </tr> </table> </div>	工事名	○〇住宅建築工事(第〇工区) ○〇住宅電気工事(第〇工区) ……………	工 期	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで	発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○建設株式会社 ○設備株式会社 ……………				
工事名	○〇住宅建築工事(第〇工区) ○〇住宅電気工事(第〇工区) ……………														
工 期	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで														
発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課														
工事監理者	○○○○○														
工事施工者	○建設株式会社 ○設備株式会社 ……………														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">株式会社 黒川建築事務所</td> <td style="text-align: center;">平針住宅建築工事（第10工区）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">図面番号  縮尺 No. A2</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦</td> <td style="text-align: center;">建築工事特記仕様書2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H29年3月</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 黒川建築事務所			平針住宅建築工事（第10工区）	図面番号  縮尺 No. A2	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦			建築工事特記仕様書2	検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社 黒川建築事務所			平針住宅建築工事（第10工区）	図面番号  縮尺 No. A2											
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦			建築工事特記仕様書2												
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課												

特記仕様書		特記事項
項目		
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	<p>■建築編 3章 土 工 事■</p> <p>* 埋め戻し及び盛土： ※発生土の中の良質土 ・山砂 * 建設発生土の利用指定： ※無 ・有（ ）からの建設発生土を利用する</p>	
3.2.4 地均し	* 地ならしの高さ：	
3.2.5 建設発生土の処理	<p>・構内処理 ※構外搬出（処分地の指定：※無（自由処分） ・有〔 〕に搬出し、利用する） * 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。</p>	
<山留め> 3.3.3 山留めの撤去	* 山留めの存置： ※無 ・有	
<試験及び報告書> 4.2.2 試験杭	<p>■建築編 4章 地 業 工 事■</p> <p>* 試験杭の位置、本数、寸法： ※図面による ・（ ）</p>	
4.2.3 杭の載荷試験	<p>* 杭の載荷試験： ・実施する（・水平載荷試験 ・鉛直載荷試験） ※実施しない * 試験杭の位置、本数、載荷荷重等： ※図面による ・（ ） * 試験の方法： * 報告書の記載事項： ※4.2.5(a)(b)による ・（ ）</p>	
4.2.4 地盤の載荷試験	<p>* 平板載荷試験： ・実施する ○実施しない * 試験位置： 図面による 載荷荷重： * 試験の方法：（公社）地盤工学会基準による * 報告書の記載事項等：（公社）地盤工学会基準による</p>	
<既製コンクリート杭地業> 4.3.1 適用範囲	* 工法： ・打込み工法 ・セメントミルク工法 ・特定埋込杭工法	
4.3.2 材料	<p>* 既製コンクリート杭の種類： ・PHC杭 ・SC杭 ・PRC杭 ・（ ） * 性能及び曲げ強度等による区分等： ・A種 ・B種 ・C種 * 杭の寸法、継手の箇所数、杭先端部の形状等： 図面による</p>	
4.3.3 打込み工法	<p>* 設計支持力：（ ）kN/本 * 施工法の種類： ・打撃工法 ・プレボーリング併用打撃工法 * プレボーリングの掘削深さ： プレボーリングの掘削径： * 推定支持力の算定方法： ※図面による ・（ ） * 水平方向の位置ずれの精度： 図面による</p>	
4.3.4 セメントミルク工法	<p>* 支持地盤： 図面による * 支持地盤への掘削深さ及び根入れ深さ： 図面による * 水平方向の位置ずれの精度： 図面による</p>	
4.3.5 特定埋込杭工法	<p>* 水平方向への位置ずれの精度： 図面による * 支持地盤： 図面による</p>	
4.3.6 継手	* 杭の継手工法： ※無溶接工法（仕様等：日本建築センター評定取得工法） ・アーク溶接継手工法	
4.3.7 杭頭の処理	* 杭頭の切り揃えの方法： ・外圧方式 ・ダイヤモンドカッター方式	
<鋼杭地業> 4.4.1 適用範囲	* 工法： ・打込み工法 ・特定埋込杭工法	
4.4.2 材料	<p>* 鋼杭の材料： ・SKK400（鋼管杭） ・SKK490（鋼管杭） ・SHK400（H形鋼杭） ・SHK490M（H形鋼杭） 寸法： ※図面による ・（ ） * 鋼杭の先端部形状及び補強 鋼管杭で打込工法 先端部形状： ※開放型 ・（ ） 補強： ※(図4.4.1)(表4.4.2)による ・（ ） その他の材料及び工法： 先端部形状（ ） 補強（ ）</p>	
4.4.5 継手	* 現場継手の工法： ・現場溶接 ・高力ボルト ・（ ）	
<場所打ちコンクリート地業等> 4.5.1 適用範囲	* ○アースドリル工法 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ・拡底杭工法	
4.5.3 材料その他	<p>* 鉄筋 筋筋： 鉄筋かごの補強： ※4.5.3(a)(2)(iii)による ・（ ） 最小かぶり厚さ： ※100mm ・（ ） * コンクリート セメントの種類： ※高炉セメントB種 ・（ ） * 場所打ちコンクリート杭のコンクリートの設計基準強度： N/mm<sup>2</sup> * 場所打ちコンクリート杭のコンクリートの種別： ・A種 ○B種 [表4.5.1] * 構造体強度補正值(S)： ・3N/mm<sup>2</sup> ・認定工法の条件による</p>	
4.5.4 アースドリル工法ほか	<p>* 支持地盤の位置、種類： 図面による * 掘削の工法： ○アースドリル工法 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・性能評価機関の評価、認定を受けた工法（種別： ） * 使用材料及びコンクリートの打設方法等： 各工法の標準仕様による * 孔壁の超音波測定器による確認： ※ 行う（全数の10%以上） ・行わない * 水平方向への位置ずれの精度： 図面による</p>	
4.5.5 場所打ち鋼管コン杭ほか	* 支持地盤の位置、種類： 図面による	
4.6.3 砂利及び砂地業	* 厚さ： ○60mm ・（ ）mm	
4.6.4 捨てコンクリート地業	<p>* 捨てコンクリート厚さ： ○50mm ・（ ）mm * 強度： ○18N/mm<sup>2</sup> ・（ ）N/mm<sup>2</sup> スランプ： ○15 ・18</p>	
4.6.5 床下防湿層	* 防湿層： ※適用する（範囲：図面による） ・適用しない	

特記事項			
項目			
<材 料> 5.2.1 鉄筋	<p>■建築編 5章 鉄 筋 工 事■</p> <p>* 異形鉄筋棒鋼の種別： ※SD295A（D16以下） ※ SD345（D19～D25） ※SD390（D29以上） * 高強度せん断補強筋の種別、使用部位及び加工： 図面による</p>		
5.2.2 溶接金網 <加工及び組立>	<p>* 網目の形状、寸法及び鉄線の径： 図面による * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。</p>		
5.3.2 加 工	* 90° 未満の折曲げ内径直径：		
5.3.4 継手及び定着	<p>* 鉄筋継手： ※ 重ね継手（D16以下） ※ガス圧接継手（D19以上） ・機械式継手又は溶接継手 * 鉄筋の定着方法： ※折り曲げ定着方法 ※図面による ・機械式定着 ・（ ） * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。</p>		
5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>* 土に接する部分の軽量コンクリートのかぶり厚さ： * 耐久性上不利な箇所（塩害の受けるおそれのある部分等）のかぶり厚さ： * 機械式継手及び溶接継手の場合のあき：</p>		
5.3.7 各部配筋 <ガス圧接>	* 各部の配筋： ・図面による ・（ ）		
5.4.9 圧接完了後の試験 <機械式継手及び溶接継手>	* 抜取試験： ・超音波探傷試験 ※引張試験		
5.5.2 機械式継手	<p>* 種類： 工法： * 機械式継手の工法、品質の確認方法、不良となった継手の修正方法等： ※1.2.2[施工計画書]による品質管理で定める ・（ ）</p>		
5.5.3 溶接継手	<p>* 溶接継手の工法、品質の確認方法、不良となった継手の修正方法等： ※1.2.2[施工計画書]による品質管理で定める ・（ ）</p>		
<一 般 事 項> 6.1.2 基本要品品質	<p>■建築編 6章 コンクリート工事■</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「<b>◎</b>マークを取得した工場」という。）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I Sマーク表示認証製品を製造し、<b>◎</b>マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>		
<コンクリートの種類及び品質> 6.2.1 コンクリートの種類	<p>* 気乾単位容積質量による種類： ※普通コンクリート ・軽量コンクリート * 適用箇所及び施工時期： 寒中コンクリート 適用箇所： ※図面による ・（ ） 施工時期： ※監督職員と協議 ・（ ） 暑中コンクリート 適用箇所： ※図面による ・（ ） 施工時期： ※監督職員と協議 ・（ ） マスコンクリート 適用箇所： ※図面による ・（ ） 施工時期： ・（ ） 無筋コンクリート 適用箇所： ※図面による ・（ ） 施工時期： ※監督職員と協議 ・（ ） 流動化コンクリート 適用箇所： ※図面による ・（ ） 施工時期： ※監督職員と協議 ・（ ） * コンクリートの種別： ※I類 ・II類 [表6.2.1] * 国土交通大臣認定コンクリート（建築基準法第37条第2号）：</p>		
6.2.2 コンクリートの強度	* 設計基準強度(Fc)： ○普通コンクリート（27・30・33）N/mm <sup>2</sup> ・軽量コンクリート（ ）N/mm <sup>2</sup> ・図面による		
6.2.4 ワークability及スランプ	* コンクリートの荷卸し地点によるスランプ： ※表6.2.2による ・（ ）		
6.2.5 構造体コンクリートの仕上 <コンクリートの材料及び調合>	* 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別： ・A種 ※B種 ・C種 [表6.2.4]		
6.3.1 コンクリートの材料	<p>* セメントの種類： ※普通ポルトランドセメント ※高炉セメント(B種) ・高炉セメントA種 ・シリカセメントA種 ・フライアッシュセメントA種 ・エコセメント * 適用箇所 高炉セメントB種：（外構 小規模構造物） フライアッシュセメントB種：（ ） * 骨材の使用 フェロニッケルスラグ骨材： ・使用する ※使用しない 銅スラグ骨材： ・使用する ※使用しない 電気炉酸化スラグ骨材： ・使用する ※使用しない 再生骨材H： ・使用する ※使用しない * 砕石、砕砂、細骨材、骨材のアルカリシリカ反応性による区分： ※A ・B * 混和剤 種類： ・AE剤 ※AE減水剤 ※高性能AE減水剤 ・（ ） ・使用しない * 混和材 種類： ・フライッシュ(I種) ・フライッシュ(II種) ・フライッシュ(IV種) ・高炉スラグ微粉末 ・シリカフューム ・膨張剤</p>		
6.3.2 コンクリートの調合 <レディーミクストコンクリートの発注等>	* 6.3.2(2)(vi)①～③以外の混和材料： 種類（ ） 使用方法（ ） 使用量（ ）		
6.5.4 塩化物量及びpH総量	* アルカリ総量： 3.0kg/m <sup>3</sup> 以下とする。		
		株式会社 黒川建築事務所	平針住宅建築工事(第10工区)
		一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦	縮尺 No.A3
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

特記仕様書	項目	特記事項
	<コンクリートの工事現場内運搬等> 6.6.3 打継ぎ <養生> 6.7.2 湿潤養生 <型枠> 6.8.2 一般事項	* 目地寸法：図面による * 普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間：（ ）日以上 * 外部に面するコンクリート打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む）の打増し厚さ：※配筋基準図による・（ ） * ひび割れ誘発目地：位置（ ） 形状（ ） 寸法（ ）mm
	6.8.3 材料	* せき板合板の種類：・6.8.3(b)(1)によるもの ※6.8.3(b)(2)によるもの・（ ） * 合板の厚さ：※12mm・（ ）mm * 断熱材を兼用した型枠材：・使用する（使用箇所：（ ）） ⊙使用しない * MCR工法用シート：・使用する（使用箇所：（ ）） ※使用しない * 配管用等スリーブの材種及び規格等：※6.8.3(i)(2)(i)～(iv)によるもの・（ ）
	6.8.5 型枠 存置期間・取外し <軽量コンクリート> 6.10.1 一般事項	* 普通エコセメント使用時のせき板の最小存置期間： * 軽量コンクリートの適用箇所：※図面による * 常時土又は水に直接接する部分：（ ） * 軽量コンクリートの種類：・1種・2種 [表6.10.1による] * 気乾単位容積質量（ ）
	6.10.2 材料及び調合 <寒中コンクリート> 6.11.1 一般事項	* スランプ：※21cm・（ ） * 適用期間：※JASS5による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間」・（ ）
	6.11.2 材料及び調合 <暑中コンクリート> 6.12.2 材料及び調合 <マスコンクリート> 6.13.1 一般事項	* 積算温度を元に定める場合： * 構造体強度補正值(S)：※6N/mm <sup>2</sup> ・（ ）
	6.13.2 材料及び調合	* 適用箇所： * セメントの種類：・中庸熱ポルトランドセメント・低熱ポルトランドセメント・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種・普通ポルトランドセメント * 混和剤の種類：※AE減水剤 ※高性能AE減水剤・（ ） * スランプ：※15cm以下・（ ）
	<無筋コンクリート> 6.14.1 一般事項	* 設計基準強度：※18N/mm <sup>2</sup> ・（ ） * スランプ：※15cm ※18cm・（ ） * 適用箇所：※図面による・（ ）
	<流動化コンクリート> 6.15.1 一般事項 <高強度コンクリート> 6.16.2 品質	* 流動化コンクリート：・適用する・適用しない * 水セメント比： 単位セメント量： * スランプ又はスランプフロー 設計基準強度<45N/mm <sup>2</sup> の場合： ※スランプ21cm以下又はスランプフロー50cm以下・（ ） 45N/mm <sup>2</sup> ≤設計基準強度≤60N/mm <sup>2</sup> の場合： ※スランプ23cm以下又はスランプフロー60cm以下・（ ）
	6.16.3 材料	* 高性能AE減水剤以外の混和材料： <b>■建築編 7章 鉄骨工事■</b>
	<一般事項> 7.1.3 鉄骨製作工場	* 建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場とする。 グレード：・S・H・M・R * 施工管理技術者：※適用する・適用しない
	<材料> 7.2.1 鋼材	* 鋼材の材質、形状及び寸法：図面による [表7.2.1]
	7.2.2 高力ボルト	* 高力ボルトの種類：※トルシア形高力ボルト・JIS形高力ボルト・溶融亜鉛めっき高力ボルト * 高力ボルトの径：図面による
	7.2.3 普通ボルト	* ボルト及びナットの材料等：※表7.2.3・図面による・（ ） * ボルトの径：※図面による・（ ）
	7.2.4 アンカーボルト	* 構造用アンカーボルトの種類：※図面による・（ ） * 建方用アンカーボルトの種類：※図面による・（ ） * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度：※表7.2.3による・（ ）
	7.2.5 溶接材料	* 溶接棒等（表7.2.4）、シールドガス以外の材料：図面による・（ ）
	7.2.6 ターンバックル	* 種類 建築用ターンバックル胴： ※割枠式・図面による・（ ） 建築用ターンバックルボルト： ※羽子板ボルト・図面による・（ ） * ねじの呼び：
	7.2.7 デッキプレート	* デッキプレート版用デッキプレートの材質、形状、寸法(単独の構法)：※図面による・（ ） デッキプレートの種類：※JIS G 3352 * デッキプレート版用デッキプレートの材質、形状、寸法(合成スラブ)：※図面による・（ ） デッキプレートの種類：※JIS G 3352 * (a)～(c)以外のデッキプレートの材質、形状、寸法：※図面による・（ ）
	7.2.8 レール	* 形状及び寸法等：※図面による・（ ）
	7.2.9 柱底均しモルタル	* 無収縮モルタル：※使用する・使用しない * 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等：※7.2.9(b)(1)～(4)による・（ ）
	7.2.10 材料試験等	* 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験：※実施する・実施しない

項目	特記事項
<工作一般> 7.3.2 工作図	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等：※図面による・（ ）
7.3.10 仮組 <高力ボルト接合> 7.4.2 摩擦面の性能及び処理	* 仮組：・実施する ※実施しない * すべり係数試験：・実施する ※実施しない * 試験の方法： 試験片の摩擦面の状態：
7.4.7 締付け	* JIS形高力ボルトを回転法で本締めする場合 ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量：
<溶接接合> 7.6.3 技能資格者	* 溶接技能者に対する技量付加試験：・実施する ※実施しない
7.6.4 材料準備	* 開先の形状：※図面による・（ ）
7.6.7 溶接施工	* エンドタブの取扱い 切除の有無：・あり ※なし 適用箇所： * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の付合せ溶接 低応力高サイクル疲労を受ける部位：※図面による・（ ） スカラップの形状：※図面による・（ ）
7.6.11 溶接部の試験	* 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験：※実施する・実施しない * 工場溶接の場合 平均出検品質限界(AOQL)：・2.5% ※4% * 検査水準：・第1水準・第2水準・第3水準・第4水準・第5水準 ※第6水準 * 工事現場溶接の場合 平均出検品質限界(AOQL)：・2.5% ※4%
<スタッド溶接、デッキプレート溶接> 7.7.8 デッキプレートの溶接 <錆止め塗装> 7.8.3 塗料の種類	* デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法：※図面による・（ ） * SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料：※表18.3.1のA種・（ ） * 耐火被覆材の接する面：・塗装する（塗料の種類：） ・塗装しない
<耐火被覆> 7.9.2 耐火被覆の種類及び性能	* 種別：・耐火材吹付け・耐火板張り・耐火材巻付け・ラス張りモルタル塗り・（ ） * 性能：※図面による・（ ）
<工事現場施工> 7.10.3 アンカーボルト等の設置	* 構造用アンカーボルトの形状・寸法：※図面による・（ ） * アンカーフレームの形状・寸法：※図面による・（ ） * 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法：※A種・B種・C種 [表7.10.1] * 柱底均しモルタル 厚さ：（ ）mm 工法：※A種・B種 [表7.10.2]
<軽量形鋼構造> 7.11.2 施工 <溶融亜鉛めっき工法> 7.12.4 高力ボルト接合	* ボルトの接合方法：※図面による・（ ） * 摩擦面の処理：※ブラスト処理 ・ブラスト以外の特別な処理（方法： すべり耐力等の確認方法：） * ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量： <b>■建築編 8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事■</b>
<補強C B造> 8.2.2 材料	* コンクリートブロックの種類：※空洞ブロック16・空洞ブロック08
8.2.4 コンクリートの調合	* 表8.2.2以外のコンクリートの設計基準強度：※21 N/mm <sup>2</sup> ・（ ）N/mm <sup>2</sup>
8.2.5 鉄筋の加工及び組立 <CB帳壁及び塀> 8.3.2 材料	* 各部の配筋：※図面による・（ ） * 圧縮強さ、正味厚さ、モジュール呼び寸法、種類：※8.3.2(a)による・（ ） * 化粧有ブロック（塀の場合） ・使用する ・使用しない
8.3.3 鉄筋の加工及び組立 <ALCパネル> 8.4.2 材料	* 各部の配筋：※図面による・（ ） * パネルの区分、単位荷重、厚さ、長さ等： * パネルの耐火性能：
8.4.3 外壁パネル構法	* 外壁パネル構法の種類：・A種・B種 [表8.4.2] * 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法： * パネル幅の最小限度：※300mm・（ ） * 出・入隅のパネル接合部、パネルと他部材との取合い部の伸縮目地幅：※図面による・（ ）mm * (f)、(g)の伸縮目地部分に耐火目地材：・充填する・充填しない
8.4.4 間仕切壁パネル構法 <押出成形セメント板(ECP)> 8.5.2 材料	* 間仕切壁パネル構法の種類：・C種・D種・E種 [表8.4.3] * パネルの種類、厚さ等：※図面による・（ ）
8.5.3 外壁パネル工法	* 種別：・A種・B種 [表8.5.1] * 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法： * パネル相互の目地幅 長辺：※8mm以上・（ ）mm 短辺：※15mm以上・（ ）mm * 出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅：※15mm（シーリング材15×10(mm)充填） ・（ ）mm * 耐火構造以外の目地及び隙間の処理： ※パネル製造所の仕様・（ ）
8.5.4 間仕切壁パネル工法	* 種別：・B種・C種 [表8.5.2]
	株式会社 黒川建築事務所
	平針住宅建築工事(第10工区)
	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦
	建築工事特記仕様書4
	図面番号 縮尺 No.A4
	検 図 製 図 設 計 H29年3月
	愛知県建設部建築局公営住宅課

特記仕様書		特記事項	
8.5.5	溝掘り及び開口部の処置	* パネルの開口の限度： ■建築編 9章 防水工事■ * 防水の保証期間は、工事目的物引き渡しの日からモルタル防水5年、その他防水10年とする。	
<一般事項>			
9.1.3	施工一般	* 屋根防水等の種別：○アスファルト防水 ・改質アスファルトシート防水 ・合成高分子系ルーフィングシート防水 ○塗膜防水 ○ケイ酸質系塗布防水	
<アスファルト防水>			
9.2.2	材料	* 改質アスファルトルーフィングシート 種類：※表9.2.3～表9.2.8による ・ ( ) 厚さ： * 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類：※表9.2.5～表9.2.8による ・ ( ) 厚さ： * 押え金物 材質：※アルミニウム ・ ( ) 形状寸法：※L-30×15×2.0(mm) ・ ( ) * 断熱材(屋根保護防水断熱工法) 材質：※9.2.2(h) ・ ( ) 厚さ： * 断熱材(屋根露出防水断熱工法) 材質：※9.2.3(i) ・ ( ) 厚さ： * 絶縁シート 材料(屋根保護防水密着工法・屋根保護防水絶縁工法)：※ポリエチレンフィルムt=0.15以上 ・ ( ) 材料(屋根保護防水密着断熱工法・屋根保護防水絶縁断熱工法)： ※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤンクロス(70g/㎡程度) ・ ( ) * 乾式保護材(立上り部保護)：・使用する(仕様 ) ※使用しない * れんが(立上り部保護)： ※JIS R 1250(普通れんが及び化粧れんが) ・ ( )	
9.2.3	防水層の種類、種別、工程	* 施工箇所毎の工法、種別：※図面による ・ ( ) * 立上り部における保護コンクリートの適用及び工法： * 屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量： [表9.2.7] 脱気装置 種類、設置数量：※ルーフィング類製造所の指定 ・ ( ) * 屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量： [表9.2.8] 脱気装置 種類、設置数量：※ルーフィング類製造所の指定 ・ ( ) * 屋根防水密着工法 保護層：・有(工法 ) ・無 [表9.2.9]	
9.2.4	施工	* 下地 モルタル塗 適用箇所：・( ) ・図面による * 立上り(コンクリート打放し仕上げ)：※表6.2.4のB種 ・ ( ) * ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置(屋根露出防水絶縁断熱工法)： ※図面による ・ ( )	
9.2.5	保護層等の施工	* 平場の保護コンクリート厚さ：・80mm以上 ・60mm以上 ・( ) ・図面による * 立上り部の保護：・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え ・モルタル押え(屋内等) * 屋上排水溝： * 改質アスファルトシート、粘着層付改質アスファルトシート、部分粘着層付改質アスファルトシート 種類：※表9.3.1～表9.3.3による ・ ( ) 厚さ： 屋根露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材 材質及び厚さ：※9.3.2(c)(2)による ・ ( ) * 絶縁用シート：※9.3.2(c)(4)による ・ ( )	
<改質アスファルトシート防水>			
9.3.2	材料	* 改質アスファルトシート、粘着層付改質アスファルトシート、部分粘着層付改質アスファルトシート 種類：※表9.3.1～表9.3.3による ・ ( ) 厚さ： 屋根露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材 材質及び厚さ：※9.3.2(c)(2)による ・ ( ) * 絶縁用シート：※9.3.2(c)(4)による ・ ( )	
9.3.3	防水層の種別及び工程	* 施工箇所毎の種別：※図面による ・ ( ) * 屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類、使用量： [表9.3.1] * 屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量： [表9.3.2] 脱気装置 種類、設置数量：※改質アスファルトシート製造所の指定 ・ ( ) * 屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量： [表9.3.3] 脱気装置 種類、設置数量：※改質アスファルトシート製造所の指定 ・ ( ) * 屋根露出防水絶縁断熱工法の防湿層：・有 ・無 ・( )	
<合成高分子系ルーフィングシート防水>			
9.4.2	材料	* ルーフィングシート：種類 ※表9.4.1～表9.4.3による ・ ( ) 厚さ： * 絶縁用シート 材質：※発泡ポリエチレンシート ・ ( ) * 固定金具 材質及び形状寸法：※9.4.2(c)(2) ・ ( ) * 断熱工法に用いる断熱材 材質： 厚さ：	
9.4.3	防水層の種別及び工程	* 合成高分子系ルーフィングシート防水 仕上塗料 種類、使用量： [表9.4.1] 立上がりシートの厚さ(種別 S-M2の場合)：※1.5mm ・ ( ) * 合成高分子系ルーフィングシート防水(断熱工法) 仕上塗料 種類、使用量： [表9.4.2] 立上りシートの厚さ(SI-M2の場合)：※1.5mm ・ ( ) * 合成高分子系ルーフィングシート防水(屋内保護密着工法) モルタル塗り厚さ： [表9.4.3]	
9.4.4	施工	* 目地処理(接着工法及び屋内保護密着工法) PCコンクリート部材下地及びALC® 下地で種別S-C1の場合： * PCコンクリート部材の入隅部の増張り 種別 S-F1、SI-F1の場合： ALCパネル下地及びPCコンクリート部材の入隅部の増張り 種別 S-C1の場合： * 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法： * 保護層(屋内保護密着工法) 平場モルタル塗り 床塗り工法：※15.2.5(b)(2)及び(3)に準ずる ・ ( ) " 下地モルタル塗り(タイル張り下地等)：※15.2.5(c)(1)に準ずる ・ ( ) 平場保護コンクリート仕上げ厚 保護コンクリート厚さ：( ) mm 立上り部保護モルタル塗厚：※7mm以下 ・ ( )	
<塗膜防水>			
9.5.3	防水層の種別及び工程	* ウレタンゴム系塗膜防水(・絶縁工法 ○密着工法)の適用箇所：図面による * ウレタンゴム系塗膜防水の仕上塗料の種類、使用量(MOCA非含有材)： [表9.5.1] * 絶縁工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量： * ゴムアスファルト系塗膜防水の種別：・Y-1 ・Y-2 [表9.5.2] * Y-2の場合の保護層(工程4及び工程5)：・適用する ・適用しない	
9.5.4	施工	* 下地 モルタル塗 適用箇所： * 立上り(コンクリート打放し仕上げ)：※表6.2.4のB種 ・ ( )	
<ケイ酸質系塗布防水>			
9.6.1	適用範囲	* 9.6.1表以外の適用部位：○図面による ・ ( ) [表9.6.1]	
9.6.3	防水層の種別及び工程	* 防水層の種別及び工程：・C-U I ・C-UP [表9.6.2]	
9.6.4	施工	* 9.6.4(b)(1)～(3)以外の下地処理：・図面による ・ ( )	
<シーリング>			
9.7.2	材料	* シーリング材の種類及び施工箇所： ※種類は被着体に応じたものとし[表9.7.1]を標準とする	

特記事項		特記事項		
9.7.3	目地寸法	* シーリング材の目地寸法：※9.7.3(a)(1)、(2)、(3)による ・ ( )		
9.7.5	シーリング材の試験	* 接着性試験：※簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ■建築編 11章 タイル工事■		
<一般事項>				
11.1.3	伸縮調整目地等	* 目地の位置：※表11.1.1 ・ ( )		
<セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り>				
11.2.2	材料	* 形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特注色の別等： * 役物：・有 ○無 試験張り：・有 ※無 見本焼き：・有 ※無		
11.2.7	施工	《下地及びタイルごしらえ》 * モルタル塗りのコンクリート素地面：・MCR工法 ・目荒し工法 ・( ) * 壁タイル張り工法 外装タイル：・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り [表11.2.3] 内装タイル以外のユニットタイル：・マスク張り ・モザイクタイル張り		
<接着剤による陶磁器質タイル張り>				
11.3.2	材料	* 形状、寸法、耐滑り性、標準色・特注色の別等： * 役物：・有 ・無 試験張り：・有 ※無 見本焼き：・有 ※無		
11.3.4	シーリング材	* 外装壁タイル接着剤張りにおける目地のシーリング材： * 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地：※ポリウレタン系 ・ ( ) * 伸縮調整目地、その他の目地：※変成シリコン系 ・ ( )		
11.3.7	施工	* モルタル塗りのコンクリート素地面：・MCR工法 ・目荒し工法 ・( ) * 壁タイル張りの工法：※表11.3.2による ・図面による ・( )		
<陶磁器質タイル型枠先付け>				
11.4.2	材料	* 役物：・有 ・無 試験張り：・有 ※無 見本焼き：・有 ※無 * タイル型枠先付け面のせき板：・6.8.3(b)(2) ・金属製タイル先付け用パネル ・( )		
11.4.3	タイル型枠先付けの種類	* タイル型枠先付けの種類：・タイルシート法 ・目地榫法 ・棧木法 [表11.4.1]		
<一般事項>				
12.1.4	表面仕上げ	* 仕上げの程度の種類(・A種 ○B種 ・C種)及び適用箇所：※図面による ・( ) [表12.1.1]		
<材料>				
12.2.1	木材	* 一般事項 含水率 下地材：※A種 ・B種 造作材：※A種 ・B種 * 日本農林規格JASによる製材 部材毎の樹種、寸法、等級、形状、含水率等：※図面による ・( ) 下地用針葉樹製材の等級：※2級 ・( ) 造作用針葉樹製材の板類における等級 枠、額縁、敷居、かもし、かまちの類の見え掛り面：※上小節以上 ・( ) それ以外：※小節以上 ・( ) 広葉樹製材の等級：※1級 ・( ) 含水率：※10%以下 ・( ) * JAS以外の製材 部材毎の樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理、含水率等：※図面による ・( ) [表12.2.2] 造作材の材面の品質：※A種 ・B種 * 樹種 下地材：※杉、松 ・表12.2.3の代用樹種 ・図面による 造作材：※杉、松、ひのき ・表12.2.4の代用樹種 ・図面による * 造作集成材：・JASによる造作用集成材 ・JAS以外の造作用集成材 ・( ) 部材毎の樹種、寸法、化粧薄板の厚さ及び見付け面材の等級等：※図面による ・( ) * 造作用単板積層材：・JASによる単板積層材 ・JAS以外の単板積層材 部材毎の厚さ、表面の品質、防虫処理、含水率等：※図面による ・( ) * 床張り用合板等 普通合板 厚さ ※5.5mm ・( ) mm 表板の樹種 ( ) 接着の程度 ※1類 ・( ) 板面の品質 ※2等以上(広葉樹) ※C-D以上(針葉樹) ・( ) 防虫処理 ・行う( ) ・行わない 構造用合板 厚さ：※12mm ・( ) mm 接着の程度：※1類(湿潤箇所を除く) ・( ) 表板の樹種： 等級：※2級以上 ・( ) 強度等級： 板面の品質：※C-D以上 ・( ) 防虫処理：・行う( ) ・行わない ※「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による。 * 構造用パネルの等級及び厚さ：		
<防腐・防蟻・防虫処理>				
12.3.1	防腐・防蟻処理	* 下地木材への防腐・防蟻処理：・処理不要な樹種の製材 ・薬剤の加圧注入 ・薬剤の塗布等 ・( ) * 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理：適用部位( ) 保存処理性能区分( ) * 薬剤の塗布による防腐・防蟻処理 処理の方法：※12.3.1(3)(ii) ・( ) * ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理：・行う( ) ・行わない * 表面処理用木材保存(防腐・防蟻)剤は監督職員が承諾するものとする。		
12.3.2	防虫処理	* 防虫処理：※行う ・行わない		
<RC造等の内部間仕切軸組等>				
12.4.1	木材	* 間仕切軸組に用いる木材：※杉または松 ・( ) * 床組に用いる木材(土間スラブ類の土台、転ばし大引、転ばし根太)：※ひのき又は保存処理木材 ・( ) 床組に用いる木材(上記以外)：※杉または松 ・( )		
<窓、出入口その他>				
12.5.1	木材	* 窓、出入口その他に用いる木材 吊元棒、水掛りの下枠、敷居：※ひのき ・( ) その他： ※松または杉 ・( )		
<窓、床板張り>				
12.6.1	木材	* 縁甲板、上がりがまちに用いる木材：※ひのき ・( )		
		株式会社 黒川建築事務所	平針住宅建築工事(第10工区)	図面番号
		一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦	縮尺	No.A5
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

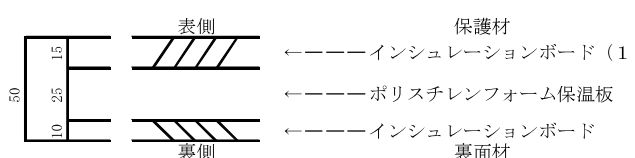
項目	特記事項
<壁及び天井地下> 12.7.1 木材	* 木材：※杉または松 ・ ( )  ■建築編 13章 屋根及びとい工事■
<長尺金属板葺> 13.2.2 材料	* 長尺金属板、板及びコイルの種類：※JIS G 3322の屋根用コイル(種類 記号 ) ・ ( ) 塗膜の耐久性の種類 ( ) めっき付着量 ( ) 厚さ等 ( ) * 下葺材料(釘又はステープルが打てる下地の場合)： ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材(・一般タイプ ・複層基材 ・粘着層付タイプ)
13.2.3 工法	* 屋根葺形式 ( ) 屋根葺工法 ( ) * 建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法： * 雪止め：・設ける ※設けない
<折板葺> 13.3.2 材料	* 折板 型式：※重ね型 ※はぜ締め型 ・ ( ) 山高 ( ) 山ピッチ ( ) 厚さ ( ) 耐力：・1種 ・2種 ・3種 ・4種 ・5種 材料 ※鋼板製(表13.2.1による) ・ ( ) * 軒先面戸板：・有 ・無 * 断熱材張り：種別 ( ) 厚さ ( ) 防火性能 ( )
13.3.3 工法	* 建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法：
<粘土瓦葺> 13.4.2 材料	* 粘土瓦の種類： 大きさ： 産地等：※愛知県産 ・ ( ) 役瓦の種類： 雪止め瓦の使用等： * 瓦棧木 材質：※杉 ※ひのき ・ ( ) 寸法：※幅21×高さ15 (mm) 以上 ・ ( ) * 棟補強用心材 材質：※杉 ※ひのき ・ ( ) 寸法：※幅40×高さ30 (mm) 以上 ・ ( ) * 下葺材料(釘又はステープルが打てる下地の場合)：・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材
13.4.3 工法	* 建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法： * 瓦棧木の留付け工法： * 棟の工法：・7寸丸伏せ棟 ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし一体棟 ・のし積み棟 ・ ( )
<と い> 13.5.2 材料	* といその他の材種：※硬質塩化ビニル管 (VP) ・配管用鋼管 ・ ( ) [表13.5.1]
13.5.3 工法	* 防露巻き(鋼管製とい)：※表13.5.5による ・ ( )  ■建築編 14章 金属工事■
<一般事項> 14.1.3 工法	* あと施工アンカーの引抜耐力の確認試験：・行う ・行わない * 設計用引張強度：
<表面処理> 14.2.1 ステンレスの表面仕上げ	* 表面仕上げの種類：※ヘアライン仕上げ ・ ( )
14.2.2 アルミニウム等の表面処理	* 表面処理の種別：・A-1種 ・A-2種 ○B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種 ・D種(常温乾燥形の塗装 ( )) [表14.2.1] * 陽極酸化皮膜の着色方法：※二次電解着色 ・ ( ) 色合等：
14.2.3 鉄鋼の亜鉛めっき <軽量鉄骨天井地下> 14.4.2 材料	* 鉄鋼の亜鉛めっきの種別：・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 [表14.2.2] * 野縁等の種類 屋内：※19形 ・25形 屋外：・19形 ※25形 [表14.4.1]
14.4.3 形式及び寸法	* 屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔：・ ( ) mm ・図面による * 屋外の野縁間隔：・ ( ) mm ・図面による
14.4.4 工法	* ダクト等によってボルトの吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法：図面による * 天井のふところが1.5m以上の場合の補強方法：・14.4.4(h)(1)、(2)による ・ ( ) * 天井のふところが3mを超える場合の補強方法：図面による * 耐震性を考慮した補強：図面による * 耐風圧性を考慮した補強(屋外軒天井、ピロティ天井等)：図面による
<軽量鉄骨壁地下> 14.5.3 形状及び寸法	* スタッド、ランナーの種類：・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※表14.4.1による ・ ( ) * スタッド高さが5.0mを超える場合：
<金属成型板張り> 14.6.2 材料	* 金属成型板：種別 ( ) 表面処理 ( )
14.6.3 工法	* 取付け用下地：※4節 軽量鉄骨天井地下地による ・ ( ) * 長尺ものの温度変化に対する伸縮調整継手：・設ける ( ) ・設けない
<アルミニウム製笠木> 14.7.2 材料	* 主な構成部材による種類：○250形 ・300形 ・350形 [表14.7.1] * 笠木本体の材料の表面処理 ( B-2 )
14.7.3 工法	* 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法等： 間隔： 固定方法： その他：
<手すり及びタラップ> 14.8.2 手すり	* 材料：
14.8.3 タラップ	* 材料： * 表面処理の種別 亜鉛めっき：※表14.2.2のC種 ・ ( ) ステンレス：※研磨等の仕上げを行わない ・ ( )
<モルタル塗り> 15.2.2 材料	■建築編 15章 左官工事■ * 既製目地材：・使用する(形状 ) ※使用しない
15.2.5 工法	* 床の目地：○設置する ・設置しない * 工法： ( ) ※押し目地(割付け間隔縦横1.8m程度(室内)、3.6m程度(廊下)) * 外壁タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験：・行う ※行わない

項目	特記事項
<床コンクリート直均し仕上> 15.3.1 適用範囲 <セルフレベリング材塗り> 15.4.2 材料 <仕上げ塗材仕上げ> 15.5.2 材料	* 適用範囲：※図面による ・ ( ) * セルフレベリング材の種類及び品質：・せっこう系 ※セメント系 [表15.4.1] * 箇所毎の仕上塗材の種類：※図面による ・ ( ) [表15.5.1] 仕上げの形状：・ゆず肌状 ※凹凸状 ・凸部処理 ・ ( ) 工 法：・吹付け ・ローラー塗り ・こて塗り ・ ( ) * 内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材：・使用する ( ) ・使用しない * 複層仕上塗材の耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形 ( ) 種 * 複層仕上塗材の上塗材 樹脂：※アクリル系 ・シリカ系 ・ポリウレタン系 ・アクリルシリコン系 ・フッ素系 [表15.5.2] 溶媒：※水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 外観：※つやあり ・つやなし ・メリック * 防火材料の指定：・有 ・無 * 外装厚塗材Si、外装厚塗材Eの上塗材：・適用する ・適用しない * 外装厚塗材Cの上塗材(セメントスタッコ以外の場合)：
<そ の 他> 軽量骨材仕上塗材	* 軽量骨材仕上塗材の吹き付けによる天井等の仕上工事は次による。 材料：※セメント系 ・有機結合材系 * ALCパネルの内壁目地部の形状：※V形目地付き ・ ( )
15.5.4 下地処理	* 軽量骨材仕上塗材： ※製造所の仕様による(事前に施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける) ・ ( )
15.5.6 工 法	* 所要量等の確認：※表15.5.4による ・ ( )
15.5.7 所要量等の確認 <マスチック塗材塗り> 15.6.2 マスチック塗材塗り	* 種別：・A種 ・B種 仕上げ塗り：・有(種類： ) ・無 [表8.5.1]
15.8.3 配合及び密度等	* 仕上げ吹付け厚さ： ( ) mm  ■建築編 16章 建具工事■
<一般事項> 16.1.3 防火戸	* 防火戸の指定：※図面による * 自動閉鎖機構及び防火戸と煙感知器等との連動：・する ※しない
16.1.4 見本の制作等	* 建具見本の制作：・有 ※無 特殊な建具の仮組：・実施する ○実施しない
16.1.6 その他	* 開口部の侵入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」の使用箇所： ※玄関錠前 ・面格子 ※接地階バルコニー側
<アルミニウム製建具> 16.2.2 性能及び構造	* 耐風圧性の等級：※S-4 ・S-5 ※S-6(適用箇所： 階以上) * 気密性の等級：※A-3 ・A-4 * 水密性の等級：※W-4 ・W-5 * 色彩等の種類：※シルバー ・ブロンズ ・ ( ) [表16.2.1] * 防音サッシ及び断熱サッシの種別及び等級： * 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する(遮音性等級： ) ・適用しない ・図面による * 断熱ドアセット、断熱サッシ：・適用する(断熱性等級： ) ・適用しない ・図面による * 耐震ドアセット：・適用する(面内変形追随性の等級： ) ・適用しない ・図面による
16.2.3 材料	* 網戸 防虫網：※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製
16.2.4 形状及び仕上げ	* 建具の枠の見込み寸法：※表16.2.1(外部に面する建具) ・ ( ) mm ・図面による * 構造：網戸用レールは、一般網戸対応型とする。 * アルミニウムの表面処理の種別：・A-1種 ※B-1種 ・C-1種 ・A-2種 ・B-2種 ・C-2種 * 標準色・特注色の別等： * 結露水の処理方法：・図面による ・製作所の仕様による ・ ( )
16.2.5 工法 <樹脂製建具> 16.3.2 性能及び構造	* 水切り板、ぜん板等：図面による * 耐風圧性の等級：・S-4 ・S-5 ・S-6(適用箇所： 階以上) * 気密性の等級：・A-4 * 水密性の等級：・W-4 ・W-5 * 外部に面する建具の種別：・A種 ・B種 ・C種 ・ ( ) ・図面による [表16.3.1] * 外部に面しない建具：(耐風圧性： 気密性： 水密性： ) ・図面による * 防音ドアセット、防音サッシの適用及び遮音性の等級： * 外部に面する建具の種別：・T-A種 ・T-B種 ・適用しない ・図面による [表16.3.2] * 断熱ドアセット、断熱サッシの適用及び断熱性の等級： * 外部に面する建具の種別：・H-A種 ・H-B種 ・H-C ・適用しない ・図面による
16.3.3 材料	* ガラス：※複層ガラス ・単層ガラス ・三重ガラス ・ ( )
16.3.4 形状及び仕上げ	* 建具の枠の見込み寸法：・ ( ) mm ・図面による * 表面色：・標準色 ・特注色
16.3.5 工法 <鋼製建具> 16.4.2 性能及び構造	* 水切り板、ぜん板等：図面による * 気密性の等級：※A-3 ・A-4 ・ ( ) * 水密性の等級：※W-1 ・W-4 ・W-5 ・ ( ) * 耐風圧性の等級：※S-4 ・S-5 ○S-6(適用箇所： 階以上)
	株式会社 黒川建築事務所
	平針住宅建築工事(第10工区)
	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦
	縮尺
	図面番号
	No.A6
	検 図
	製 図
	設 計
	H29年3月
	愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項
16.4.3 材料	* 遮音性の等級： 断熱性の等級： 内面変形追随性の等級： * 鋼板の適用： ・JIS G 3302による（めっき付着量 ※Z12又はF12 ・（ ）） ・JIS G 3317による（めっき付着量 ※Y08 ・（ ））
16.4.4 形状及び仕上げ <鋼製軽量建具>	* 鋼板類の厚さ： ・表16.4.2による ・（区分・使用箇所・厚さ： ） ・図面による
16.5.2 性能及び構造	* 簡易気密型ドアセット（気密性：A-3）： ・適用する ・適用しない ・図面による ・（ ）
16.5.3 材 料	* ビニル被覆鋼板： ・適用する ・適用しない ・図面による ・（ ） * カラー鋼板： ・適用する ・適用しない ・図面による ・（ ） * 召合せ、縦小口包み板等： ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金
16.5.4 形状及び仕上げ <ステンレス製建具>	* 鋼板類の厚さ： ・表16.5.1による（1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下） ※図面による
16.6.2 性能及び構造	* 建具の性能及び構造：
16.6.3 材料	* ステンレス鋼板： ※SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・SUS430（屋内に限る） ・（ ）
16.6.4 形状及び仕上げ	* 表面仕上げ： ※HL ・（ ）
16.6.5 工法 <木製建具>	* 曲げ加工： ※普通曲げ ・角出し曲げ * 内装建具については「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書（平成27年度版）」による。
16.7.2 材料	* 含水率： ・A種 ○B種 ・C種 * フラッシュ戸の表面材の合板の種類及び品質等： ※ 16.7.2(b)(1)(i)～(iii) ・（ ） * かまち戸の樹種 かまち： ・（ ） ※図面による 鏡板： ・（ ） ※図面による * ふすまの上張りの種類： ・（ ） ※図面による * 枠及びくつずりの材料 枠： ・（ ） ※図面による くつずり： ・（ ） ※図面による * ふすまの品質及び性能： 図面によるほか、「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による。
16.7.3 形状及び仕上げ	* フラッシュ戸 表面板の厚さ： ※図面及び内装プレハブ工事特記仕様書による ・（ ）mm * かまち戸の見込み寸法： ※図面及び内装プレハブ工事特記仕様書による ・（ ）mm * ふすまの見込み寸法： ※図面及び内装プレハブ工事特記仕様書による ・（ ）mm * 戸ぶすまの見込み寸法： ※図面及び内装プレハブ工事特記仕様書による ・（ ）mm * 紙張り障子の見込み寸法： ※図面及び内装プレハブ工事特記仕様書による ・（ ）mm
16.7.4 工法 <建具用金物>	* フラッシュ戸の定規縁（引戸）の召合わせ框の形状： ※いんろう付きとしない ・いんろう付きとする * ふすまの縁の仕上げ： ○塗り縁 ・生地縁 [表16.7.9]
16.8.2 材質、形状及び寸法	* 金物の種類及び見え掛り部の材質： ※表16.8.1による ・（ ） * 表16.8.1中の* 印の適用並びに備考中の特記について： ※図面による ・（ ） * 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前： ※図面による ・（ ） * 各住戸玄関扉用及び内装扉用ドア・クローザーの品質及び性能： ※図面による ・（ ） ※ドアクローザーは、B L 部品のII型の性能を有するものとする。
16.8.3 取付け施工	* 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置： ○図面による ・（ ）
16.8.4 鍵	* 各住戸玄関扉用錠前の種別： ※図面による ・サムターン付シリンダー面付箱錠 ・シリンダー彫込箱錠（・(a)(1)(i) ・(a)(1)(ii)） ・（ ） * その他錠前の種別： ・サムターン付シリンダー面付箱錠 ・シリンダー彫込箱錠（・(a)(1)(i) ・(a)(1)(ii)） ・（ ） * タンブラー類の本数： ※6本以上 ・（ ） * 鍵： ※図面による ・3本1組とし、室名札を付ける 鍵箱： ・要 ・不要 * キーは、アクリル製室名札をつけ、スチール製箱に収納して提出する。 * コンストラクションキー装置： ※取付ける ・取付けない * マスターキー： ○製作する（ ） ・製作しない * マスターキーは、共用部のみで使用でき、各住戸の玄関戸では使用できないものとする。 * 引違い戸、引違い窓 鍵違いの種類： ・（ ）種類 ・6種類以上 ・図面による
<ガ ラ ス> 16.14.2 材料	* ガラスの種別及び厚さ： 図面による * ガラス留め材 ○シーリング材 ○ガasket（○グレイジングチャンネル形 ・グレイジングビード形）
16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等	* 溝の大きさ： ※表16.14.1による（アルミニウム・鋼・ステンレス製建具） ・（ ）
16.14.4 工法	* 熱線反射ガラスの映像調整：
16.14.5 ガラスブロック積み	* 材料 ガラスブロック： 表面形状（ ） 呼び寸法（ ） 厚さ（ ） 壁用金属枠（ ） 補強材（ ） 力骨 材質： ※ステンレス鋼 ・（ ） 寸法 ※径5.5mm ・（ ） 形状： ※はしご形複筋及び単筋 ・（ ） 化粧目地モルタルの色（ ） シーリング材の種類（ ） 金属製化粧カバー 材質（ ） 寸法（ ） 形状（ ） * 工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法： 目地幅： 平積み（ ）mm 曲面積み（ ）mm 伸縮調整目地： 幅：（ ）mm 位置：@（ ）m以下ごと 目地部の力骨の補強方法： ※ガラスブロック製造所の仕様による ・（ ）
<一 般 事 項>	■建築編 18章 塗 装 工 事■
18.1.3 材 料 <素地ごしらえ>	* 防火材料の指定 ・有（ ） ・無
18.2.2 木部の素地ごしらえ	* 透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別 ・A種 ※B種 ・（ ） [表18.2.1表による] * 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別 ※A種 ・B種 ・（ ） [表18.2.1表による]
18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ	* 鉄鋼面の素地ごしらえの種別 ・A種 ・B種 ※C種 [表18.2.2表による]
18.2.4 亜鉛めっき面素地ごしらえ	* 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別 ・A種 ・B種 ※C種 [表18.2.3表による]

項目	特記事項
18.2.5 モルタル面等素地ごしらえ	* 種別 ・A種 ※B種 [表18.2.4表による]
18.2.6 コンクリート面等素地ごしらえ	* コンクリート面の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種 [表18.2.5] * A L Cパネル面の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種 [表18.2.5] ただし耐候性塗料塗りの場合は表18.2.6による
18.2.7 ボード面等の素地ごしらえ	* 目地工法が継目処理工法のせつこうボードの素地ごしらえの種別： ※A種 ・B種 [表18.2.7] * その他のボード類の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種 [表18.2.7]
<錆止め塗料塗り> 18.3.2 塗料種別	* 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料 ※A種 ・B種 ・C種 [表18.3.2] ただし、つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合はC種とする
18.3.3 錆止め塗料塗り	* 見え掛り部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ※A種 ・B種 [表18.3.3] * 見え隠れ部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・A種 ※B種 [表18.3.3] * 鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ※A種 ・B種 [表18.3.4] * その他の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・A種 ※B種 [表18.3.4]
<合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)> 18.4.2 塗料の種類	* 塗料の種類 ※1種 ・2種
18.4.3 木部SOP塗り	* 種別 屋外 ※A種 ・B種 屋内 ・A種 ※B種 [表18.4.1]
18.4.4 鉄鋼面SOP塗り <クリヤラッカー塗り(CL)>	* 種別 ・A種 ※B種 [表18.4.2]
18.5.2 クリヤラッカー塗り	* クリヤラッカー塗りの工程の種別： ・A種 ※B種 [表18.5.1] * 目止めと着色： ・兼用する ※兼用しない
<アクリル樹脂系非水分散形塗料塗(NAD)> 18.6.2 NAD塗り	* 種別 ・A種 ※B種 [表18.6.1]
<耐候性塗料塗り(DP)> 18.7.2 鉄鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級 ・1級 ・2級 ・3級 [表18.7.1]
18.7.3 亜鉛めっき鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級 ・1級 ・2級 ・3級 [表18.7.2]
18.7.4 コンクリート面等DP塗り <つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)>	* 種別 ・A種 ・B種 ・C種 [表18.7.3]
18.8.2 コンクリート面等EP-G塗り	* 種別 ・A種 ※B種 [表18.8.1]
18.8.4 鉄鋼面EP-G塗り <合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)>	* 種別 ・A種 ※B種 [表18.8.3]
18.9.2 E P 塗り <合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T)>	* 種別 ・A種 ※B種 [表18.9.1]
18.10.2 コンクリート面等EP-T塗り <ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)>	* 種別 ・A種 ※B種 [表18.10.1]
18.11.2 UC塗り <ラッカーエマル塗り(LE)>	* 種別 ・A種 ※B種 [表18.11.1]
18.12.2 L E 塗り <木材保護塗料塗り(WP)>	* 種別 ・A種 ※B種 [表18.12.1]
18.14.2 木材保護塗料塗り	* 種別 ・A種 ※B種 [表18.14.1]
<一般事項>	■建築編 19章 内 装 工 事■
<ビニル床シート等張り> 19.2.2 材 料	* 水掛り範囲： ※図示による ・（ ） [図19.1.1] * ビニル床シート 種類 ※F S ・（ ） 色柄（ ） 厚さ ※2.0mm（ ） * ビニル床タイル 種類（ ） 厚さ ※2.0mm ・（ ） * 特殊機能床材 帯電防止床シート 種類（ ） 厚さ（ ） 帯電防止床タイル 種類（ ） 厚さ（ ） 視覚障害者用床タイル 種類（ ） 形状（ ）（ ） 耐動荷重性床シート 種類（ ） 厚さ（ ）（ ） 防滑性床シート、床タイル 種類（ ） 厚さ（ ） * ビニル幅木 厚さ ※1.5mm ・（ ） 高さ ※60mm ・（ ） * ゴム床タイル 種類（ ） 厚さ（ ） * 接着剤（施工箇所の下地がセメント系及び木質系以外の場合）：
19.2.3 施工	* 19.2.3(a)(1)～(3)以外の下地の工法（ ） * 熱溶接工法 ※適用する ・適用しない
<フローリング張り> 19.5.2 材 料	* 天然木化粧複合フローリング： ・A種（積層フローリング） ・B種（ベニヤフローリングB種） ・C種（ベニヤフローリングC種） ・D種（ベニヤフローリングD種） * 特殊加工化粧複合フローリング： ・使用する（表面材： ） ※使用しない
19.5.3 工法一般	* 工法： ・釘留め・根太張り工法 ・釘留め・直張り工法 ・釘留め・発泡プラスチック系床下地張り工法 ・釘留め・乾式遮音二重床下地材張り工法 ・接着工法
19.5.4 釘留め工法	* フローリング及び複合フローリングの樹種： ※なら ・（ ） 複合フローリングの種別： ・A種 ・B種 ※C種（根太張り工法の防湿処理 ・有 ・無） * 発泡プラスチック系床下地張り工法の場合のフローリングの種別： ・19.5.2(a) ・19.5.2(b)
19.5.5 接着工法	* 樹種 ※なら ・（ ） * モザイクパーケット 樹種（ ） 厚さ（ ） 大きさ（ ） * 裏面の緩衝材 ※合成樹脂発泡シート ・（ ）
<一 般 事 項>	株式会社 黒川建築事務所
18.1.3 材 料 <素地ごしらえ>	平針住宅建築工事(第10工区)
18.2.2 木部の素地ごしらえ	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦
18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ	図面番号 縮尺 No.A7
18.2.4 亜鉛めっき面素地ごしらえ	建築工事特記仕様書7
	検 図 製 図 設 計 H29年3月
	愛知県建設部建築局公営住宅課



特記仕様書	項目	特記事項
19.5.6 現場塗装仕上げ <畳敷き> 19.6.2 材料		<p>* 塗装 ・ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステン塗りの上ワックス塗り ・生地そのままワックス塗り</p> <p>A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914（建築畳床）に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形（厚み50）を使用する。 1）畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905（繊維板）に規定するタタミボードとする。 2）畳床に使用するポリスチレンフォーム板は、JIS A9511（発泡プラスチック保温材）の4.6の方法で試験して、密度が27kg/m<sup>3</sup>以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して燃焼試験に合格したものと する。 3）畳床に使用する裏面材（防湿シート）は、JIS P3401（クラフト紙）に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものと する。 4）畳床に使用する保護材は、不織布とする。 5）縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。 縦糸間隔(cm)：8.5以下 縫い目又は横糸間隔(cm)：5以下 6）畳床の構造は下図を標準とする。</p>  <p>C. 畳へりはJIS L3108（畳へり地）によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地は畳用へり下紙巾75mm以上とする。 D. 畳表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。 E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914（建築畳床）附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902（畳）附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含浸又は浸透させたものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902（畳）の規定による。 * 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種（畳床の記号： ） [表19.6.1]</p>
19.6.3 工法		<p>A. 製作及び敷き込み 1）製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。 2）畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。 3）畳の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。 4）畳の返しボードは、不織布糸又はポリエステル糸系の畳用返しボードとする。 5）敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。 B. 畳框、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。 製造所及び製造年月、種類及び等級 C. 畳焼け防止の措置をする。 D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめた上、監督職員に提出する。</p>
<せっこうボード等張り> 19.7.2 材料		<p>* 種類（ ） 厚さ（ ） その他（ ） * 普通合板 表面の樹種 生地そのまま又は透明塗料塗りの場合 ※ラワン程度 ・（ ） 不透明塗料塗りの場合 ※しな程度 ・（ ） 板面の品質（ ） 厚さ（ ） 接着の程度（ ） 防虫処理 ・行う（ ） ・行わない * 天然木化粧合板 化粧板の樹種名（ ） 接着の程度（ ） 厚さ（ ） 防虫処理 ・行う（ ） ・行わない * 特殊加工化粧合板 化粧加工の方法 ・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・（ ） 表面性能（ ） 接着の程度（ ） 厚さ（ ） 防虫処理 ・行う（ ） ・行わない * 遮音パネル材（軽鉄下地ボード遮音壁） ・アクリル系 ・ウレタン系 ・ジョイントコンパウンド（JIS A 6914）</p>
19.7.3 工法		<p>* 下地：・軽量鉄骨下地 ・木造下地（防虫処理：・有（ ） ・無（ ） ・（ ）） * 合板類の張付け種別 ・A種 ※B種 [表19.7.3] * せっこうボードの目地工法の種類 ・継目処理工法 ・突付け工法 ・目透し工法 [表19.7.5] * 化粧せっこうボードの留め付け：同色のカラーネイル、カラーねじ等</p>
<壁紙張り> 19.8.2 材料		<p>* 壁紙の種類：・図面による ・（ ） 防火性能：・図面による ・（ ）</p>
19.8.3 施工		<p>* 素地ごしらえ モルタル及びプラスター面 ・A種 ※B種 コンクリート面 ・A種 ※B種 せっこうボード面 ・A種 ※B種</p>
<断熱・防露> 19.9.2 断熱材打込み工法		<p>* 材料（JIS A 9521 建築用断熱材） ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 種類（ ） 厚さ（ ） ○押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキンなし） 種類（3種b） 厚さ（25・35・40・45・50） ・硬質ウレタンフォーム断熱材 種類（ ） 厚さ（ ） ・フェノールフォーム断熱材 種類（ ） 厚さ（ ） （JIS A 9511 発泡プラスチック保温材） ・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材 厚さ（ ）（・特号 ・1号 ・2号 ・3号 ・4号） ・押出法ポリスチレンフォーム保温材（スキンなし） 厚さ（ ）（・1種 ・2種 ・3種）（・a ・b） ・A種硬質ウレタンフォーム保温材 厚さ（ ）（・1種 ・2種）（・1号 ・2号 ・3号 ・4号） ・フェノールフォーム保温材 厚さ（ ）（・1種 ・2種）（・1号 ・2号）</p>
19.9.3 断熱材現場発泡工法		<p>* 種類（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（難燃性）） ※A種1 ・A種2 ・A種3 ・B種 * 吹付け厚さ（ ）mm</p>
<発泡プラスチック系床下地張り工法> 19.10.1 材料 <乾式遮音二重床下地張り工法> 19.11.1 材料		<p>* 発泡プラスチック系下地材の遮音性能及び厚さ： * 乾式遮音二重床下地材の遮音性能： * パーティクルボードの厚さ： * 捨て張り合板の厚さ：</p>
<内装プレハブ工法> 19.12.1 適用範囲		<p>* 内装プレハブ工法：「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による（内装下地材は県産材を使用すること。）</p>

項目	特記事項		
<ユニット工事等> 20.2.3 可動間仕切	<p>■建築編 20章 ユニット及びその他の工事■</p> <p>* 材料等 構造形式による種類（ ） 構成基材の種類（ ） 遮音性（ ） パネル表面仕上げ（ ） パネル内に取り付ける建具 ・寸法（ ） 形状（ ） ・図面による</p>		
20.2.4 移動間仕切	<p>* 材料等 パネルの操作方法による種類（ ） パネル表面材 ・（材質 仕上げ ） * 性能等 パネル圧接装置の操作方法（ ） 遮音性（ ） ハカール取付け下地の補強 ※20.2.4 (c) (3)による ・（ ） * 工法 あと施工アンカー 材質（ ） 寸法（ ） その他（ ）</p>		
20.2.5 トイレブース	<p>* 材料 パネル表面材 ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 脚部 ※幅木タイプ ・（ ）</p>		
20.2.6 階段滑り止め	<p>* 材種（ ） 形状（ ） 寸法（ ） * 取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法</p>		
20.2.8 黒板及びホワイトボード	<p>* 黒板 種類 ※焼付け ・（ ） 色 ※緑 ・（ ）</p>		
20.2.9 鏡	<p>* 厚さ ※5mm ・（ ）</p>		
20.2.10 表示	<p>* 衝突防止表示 対人衝突防止表示（ガラススクリーン） 形状（ ） 寸法（ ） 材質（ ） * 非常用進入口等 ・表示する ・表示しない ・図面による * 室名札、ピクトグラム、案内板等の形状、材質、寸法、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等 ※図面による ・（ ）</p>		
20.2.14 カーテン及びカーテンレール	<p>* 形式、付属金物等 種類 ・シングル ・ダブル 形式 ・片引き ・両引き ・（ ） 開閉操作方法（ ） * きれ地 種別（ ） 品質（ ） 特殊加工（ ） その他（ ） レール、ブラケット 強さによる区分 ※10-90 ・（ ） カーテンレール 材料による区分 ※アルミニウム ※アルミニウム合金の押し出し成型材 仕上げ ※アルマイト ・（ ） 形状 ※角型 ・（ ） * 工法 ひだの種類 ・フランスひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・プレーンひだ ・片ひだ 暗幕用カーテンの重なり 両端 ※300mm以上 ・（ ） 上部 ※300mm以上 ・（ ） 召合せ ※300mm以上 ・（ ）</p>		
20.2.15 浴室ユニット	<p>* 種類：・図面による ・（ ） 形状：・図面による ・（ ） 寸法：・図面による ・（ ） 材質：・図面による ・（ ）</p>		
20.2.16 キッチンキャビネット	<p>* キッチンキャビネットの品質、性能： ・図面による ・製造所の仕様による * キッチンキャビネットの種類：※セクショナルキッチン ・システムキッチン キッチンキャビネットの寸法、材質、付属部品：図面による</p>		
20.2.17 郵便受箱	<p>* 郵便受箱の形状、寸法：図面による 材質：ステンレス製 * 手すりユニットの品質及び性能： ・図面による ・製造所の仕様による * 廊下用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 バルコニー用手すりユニットの材質：※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 窓用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 * 手すりユニットの形状、寸法：図面による * 手すりユニットの躯体への支持方法の種類別：図面による * 風の影響による音の発生が想定される場合には、中間支持材を入れる等の対応をする。</p>		
20.2.19 補助手すり	<p>* 補助手すりの品質及び性能： ・図面による ・製造所の仕様による * 補助手すりの形状、寸法、材質：図面による</p>		
<間知石及びコンクリート間知ブロック積み> 20.4.2 材料	<p>* 間知石 材種（ ） * コンクリート間知ブロック 種類（ ） 質量区分（ ）</p>		
20.4.3 工法	<p>* 間知石積み 積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り（ ） 伸縮調整目地 材種（ ） 厚さ（ ）mm * コンクリート間知ブロック積み 積み方 ※谷積み ・布積み 目塗り（ ） 伸縮調整目地 材種（ ） 厚さ（ ）mm</p>		
<屋外雨水排水> 21.2.1 材料	<p>■建築編 21章 排水工事■</p> <p>* 材種、管の種類、呼び径等： ○図面による * マンホール側塊の形状、寸法： ○図面による ・（ ） * 排水樹の種類等： ○図面による ・（ ） * 排水樹ふたの種類等： ○図面による ・（ ） * 排水樹ふたの種類等： ○図面による ・（ ） * グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ等： ○図面による ・（ ） * 地業材料 ※21.2.1(g) (1)、(2)による ・（ ） * コンクリート：※6章14節[無筋コンクリート]による ・（ ） 設計基準強度：※18N/mm<sup>2</sup> ・（ ） * 凍上抑制層の材料（ ） * 砂の粒度試験 ・行う ○行わない * 埋戻し材料種別： ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土 [表3.2.1]</p>		
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅建築工事(第10工区)	図面番号
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺	No.A8
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

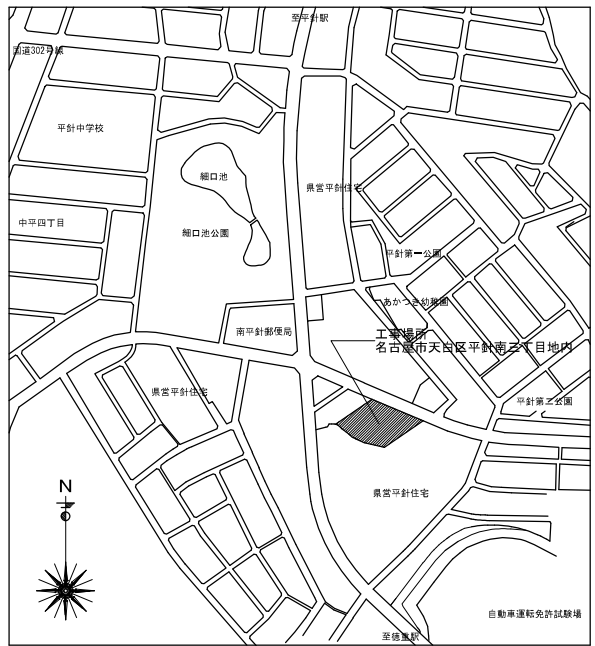
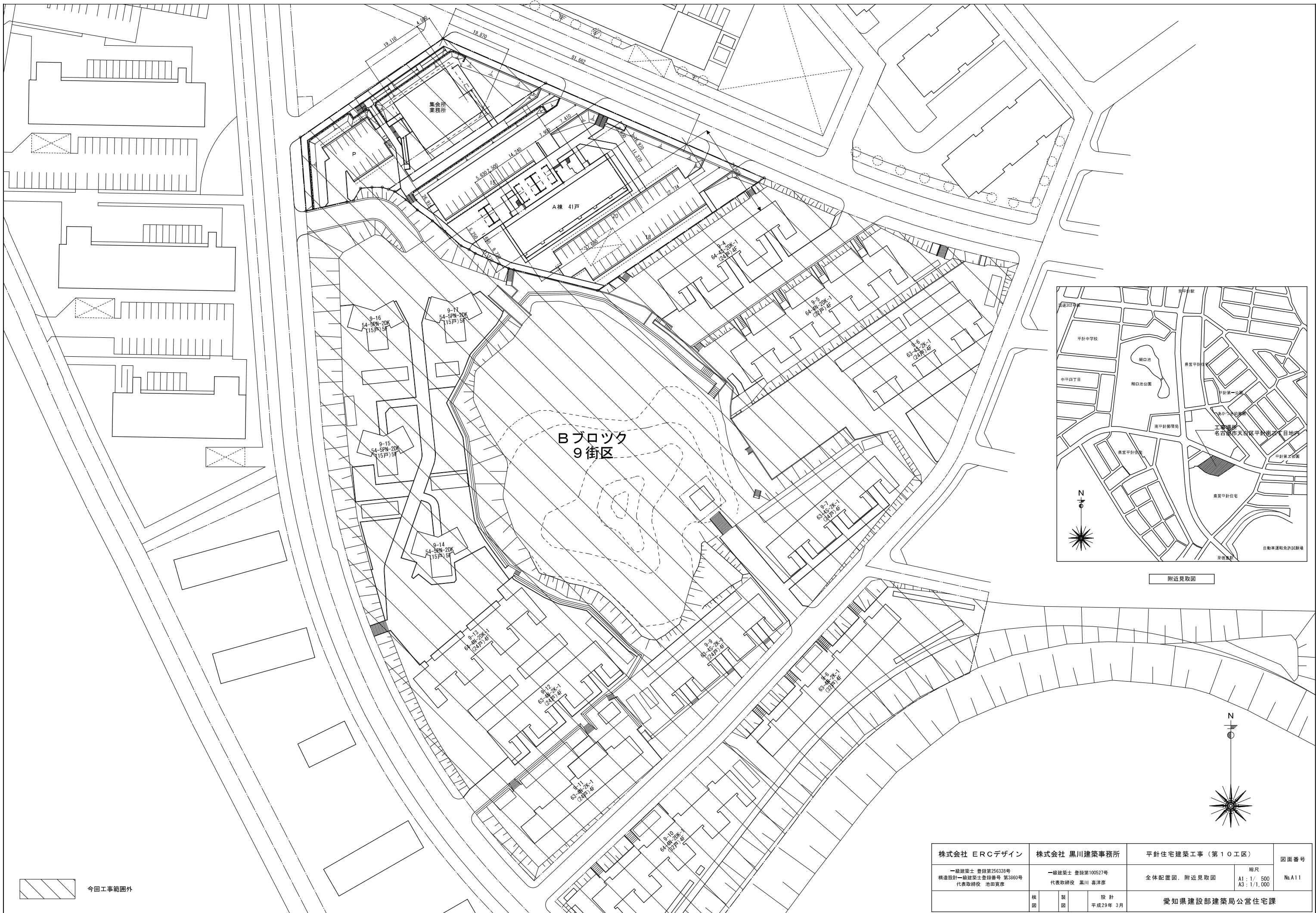
項目	特記事項
21.2.2 施工	* 遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類： 図面による ( ) * 硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類： 図面による ( ) 継手： ※接着剤 ・ゴム輪 * 車両の通行が多い場合及び軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法は図面による
<街きよ、縁石及び側溝> 21.3.1 材料	* コンクリート縁石の形状、寸法等： 図面による ( ) 側溝の形状、寸法等： 図面による ( ) * 地業の材料： 図面による 4.6.2(a)による ( )
21.3.2 施工	* 砂利地業の厚さ： 100mm 図面による ( )
<路床> 22.2.2 路床の構成及び仕上り	■建築編 2 2 章 舗装工事■ * 路床 (1) 凍上抑制層 ・適用する(厚さ： ) ※適用しない (2) 透水性舗装に用いるフィルター層 ※適用する(厚さ：図面による) ・適用しない (3) 路床安定処理 ・適用する(厚さ： 方法： ) ※適用しない
22.2.3 材料	* 盛土種別： ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土 [表3.2.1] * 凍上抑制層に用いる材料： 透水性舗装のフィルター層に用いる材料：図面による * 砂の粒度試験： ・実施する ※実施しない * 路床安定処理用材料： ※普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号 * ジオテキスタイル： ・適用する(品質： ) ※適用しない
22.2.5 試験	* 路床土の支持力比(CBR)試験： ・実施する ※実施しない * 路床締固め度試験： ・実施する(埋戻し及び盛土部は原則実施) ※実施しない
<路盤> 22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	* 路盤の厚さ： 図面による ( )
22.3.3 材料 <アスファルト舗装> 22.4.2 舗装の構成及び仕上り	* 路盤材料： ※ RC-40(透水性舗装除く) ・C-40 ・CS-40 ( ) [表22.3.2] * アスファルト舗装の構成及び厚さ： 図面による ( ) * 平坦性： ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ( )
22.4.4 配合その他	* 表層の加熱アスファルト混合物等の種類： ・密粒度アスファルト混合物(13) [表22.4.4] ・細粒度アスファルト混合物(13) ※再生密粒度アスファルト混合物(13) ・再生細粒度アスファルト混合物(13) 基層の加熱アスファルト混合物等の種類： ・粗粒度アスファルト混合物(20) ※再生粗粒度アスファルト混合物(20)
22.4.5 施工	* シールコートの施工 ・行う ※行わない
22.4.6 試験 <コンクリート舗装> 22.5.2 舗装の構成及び仕上り	* アスファルト混合物等の抽出試験： ・実施する ※実施しない * コンクリート舗装等の構成及び厚さ、寒冷地の縁部立上り寸法等：※図面による ( )
22.5.3 材料	* コンクリートの設計基準強度、スラング、粗骨材の最大寸法： ・図面による ・表22.5.1による ( ) * 寒冷期施工で早強セメントを用いる場合のコンクリートの設計基準強度、スラング、粗骨材の最大寸法：図面による * 注入目地材： ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ [表22.5.2]
22.5.4 施工 <カラー舗装> 22.6.2 舗装の構成及び仕上り	* コンクリート版の目地の種類及び間隔： ※図面による ・表22.5.3による目地を設ける ( ) * 目地の構造： ※図面による 図22.5.1による ( ) * 構成及び厚さ： 図面による * 結合材の種類： ※アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 * 車道部の基層の適用： ※適用する ・適用しない * 種類： ・加熱系 ・常温系 * 加熱系カラー舗装の構成及び厚さ： ※図面による ( ) * 常温系カラー舗装 着色部の下部： ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装
22.6.3 材料	* 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石： ・図面による ( )
22.6.4 配合その他 <透水性アスファルト舗装> 22.7.2 舗装の構成及び仕上り <ブロック系舗装> 22.8.2 舗装の構成及び仕上り	* 加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用の場合の顔料の添加量： * ニート工法、塗布工法の配合等： * 舗装構成： ※図面による ( ) 平坦性：※著しい不陸がないこと ( ) * コンクリート平板舗装の目地材： ・砂 ・モルタル ※図面による * 舗石舗装の基層： ・アスファルト混合物 厚さ： ・50mm ( ) ※図面による ・コンクリート版 厚さ： ・70mm ( ) ※図面による * 平坦性 ※平板等間の段差3mm以内 ( )
22.8.3 材料	* コンクリート平板 種類： ・N300 ( ) 寸法： ( ) ※図面による * インターlockingブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 車道部： ・曲げ強度5.0N/mm <sup>2</sup> の普通ブロック、厚さ80mm ( ) ※図面による 歩道部： ・曲げ強度3.0N/mm <sup>2</sup> の普通ブロック、厚さ60mm ( ) ※図面による * 舗装に用いる石材の種類、形状、寸法： ※図面による ( ) * ジオテキスタイル ・適用する(品質： ) ※適用しない
<砂利敷き> 22.9.2 材料	* 種別 通路： ※A種 ・B種 建物周囲その他： ・A種 ※B種 [表22.9.1] ■建築編 2 3 章 植栽、屋上緑化、その他施設整備等工事■
<ウォール・擁壁> 23.6.2 一般事項	* 支持力試験： ・実施する(方法： ) ※実施しない * 石材の種類：

項目	特記事項			
23.6.6 石積(張)擁壁	* 裏込めに使用する透水材料及び伸縮目地の材料、厚さ：図面による * 水抜きパイプの口径： ※75 ・100 * 水抜きパイプの設置条件： 3㎡に1カ所以上 * 材料 割石： ・花こう岩(規格： ) ・安山岩(規格： ) 雑割石： ・花こう岩(規格： ) ・安山岩(規格： ) * 工法一般 目地仕上げ方法(雑割石積み、野面石積みの練積みの場合)： ( ) * 水抜きパイプの口径： ※75 ・100			
<修景施設> 23.7.3 四つ目垣 <遊戯施設及びサービス施設> 23.8.2 一般事項	* 柱の防錆処理： * 木材の防錆処理方法： メーカー仕様による * 木材の防錆剤： * 遊具の構造、強度、材料、寸法、安全領域： ・図面による ( )			
23.8.3 遊具組立設置	* 材料 コンクリート工作物の品質： ※図面による ( ) 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種、防錆処理など：※図面による ( ) 木材その他の工作物の木材の規格、樹種、防錆処理など：※図面による ( ) 切石などの仕上げ：※図面による ( )			
<管理施設> 23.9.2 柵工	* 材料 ネットフェンスの構成部材の種類、寸法等：図面による ひし形金網の種類、寸法等：図面による			
<建築施設組立> 23.10.2 自転車置場	* 材料 品質、及び性能：図面による 材質、収納台数：図面による			
23.10.3 物置ユニット	* 主要部材の材質：図面による * 強度区分の種類： ・120型 ・300型 ・450型 ※図面による 寸法、形状等：図面による			
<グラウンド舗装> 23.11.2 一般事項	* 材料 荒木田土：図面による グラウンドのライン：図面による * 工法(クレー舗装) 荒木田土の高さ、厚さ：図面による 表層安定剤の量：図面による ■建築編 2 4 章 PC工法による工事■			
<一般事項> 24.1.3 関連設備工事	* 関連設備工事の施工区分 PC部材に先付けされるスリーブ、電気配管、電気ボックス： ・建築工事 ( ) 衛生、電気及びガス設備工事の穴あけ： ・建築工事 ( ) 穴埋め：			
<PC部材製造に用いる材料及び部品> 24.2.1 セメント	* 種別： ・普通ポルトランドセメント ・早強ポルトランドセメント ・混合セメント(高炉セメント、フライアッシュセメント)A種			
24.2.4 混和材料	* 混和剤： ・AE剤 ・減水剤 ・AE減水剤 ・高性能減水剤 ・高性能AE減水剤 ・流動化剤 * 混和材： ・フライアッシュ(I種) ・フライアッシュ(II種) ・フライアッシュ(IV種) ・高炉スラグ微粉末 ・シリカフェーム ・膨張剤 * 上記以外の混和材料及び品質：			
24.2.5 鋼材・鉄筋等	* 鉄筋種別： 図面による * 鋼材の形状及び寸法： 図面による			
24.2.6 接合用金物類 <PC部材の製造> 24.3.2 コンクリートの種類	* 接合用金物類の仕上がり形状及び寸法：図面による * 使用骨材による種類： ・普通コンクリート ・軽量コンクリート1種 ・軽量コンクリート2種			
24.3.3 コンクリートの設計基準強度	* 設計基準強度：			
24.3.4 コンクリートの調合	* 水セメント比： * スラング： ( ) ・12cm以下			
24.3.9 PC部材のかぶり厚さ	* PC部材及びPC部材接合部のかぶり厚さ 非耐力壁・床・屋根： 耐力壁・柱・梁： * タイル張り仕上げの製造方法： ※PC部材にタイルを打ち込む工法(先付け工法) ( )			
24.3.16 PC部材の補修 <基礎及び基礎梁> 24.4.1 一般事項 <溶接接合> 24.6.6 添えプレート	* 補修基準及び補修方法： 図面による * 設計基準強度： ※図面による ( ) * フレアグループ溶接の余盛り： ※図面による ( ) * 添えプレートの材質： ( ) ※図面による			
<スリーブ接合> 24.7.1 一般事項	* スリーブ接合の材料及び施工方法： ※図面による ( ) * 検査方法及び検査基準： ※図面による ( )			
	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅建築工事(第10工区)	図面番号	
	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦	建築工事特記仕様書9	縮尺 №A9	
	検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

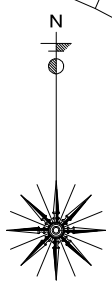
特記仕様書

項目	特記事項																														
<p>&lt;その他接合&gt; 24.8.1 一般事項</p> <p>&lt;狭小部充填コンクリート&gt; 24.9.1 狭小部充填コンクリート</p> <p>24.9.3 調合</p> <p>24.9.6 打込み &lt;敷きモルタル&gt; 24.10.1 敷きモルタルの圧縮強度</p>	<p>* その他の接合の種類・箇所及び施工方法：※図面による ・ ( )</p> <p>* 検査方法及び検査基準：※図面による ・ ( )</p> <p>* 狭小部充填コンクリートの設計基準強度：※図面による ・ ( )</p> <p>* 調合：※図面による ・ ( )</p> <p>* 保温養生の方法（凍害のおそれがある場合）：※図面による ・ ( )</p> <p>* 敷きモルタルの圧縮強度：※図面による ・ ( )</p> <p>■建築編 そ の 他■</p> <p>※設置する（材種：※黒御影石、厚25mm ・その他 [ ]） ・設置しない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>県 営 ○ ○ 住 宅 施 工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 給 排 水 完 成 平 成 年 月 愛 知 県 建 設 部</p> </div> <p style="text-align: center;">文字は丸ゴシック体（彫り込み）とする。 取付位置及び文面は監督職員の指示による。</p>																														
<p>&lt;指定資材&gt; 材料等の使用制限</p>	<p>【化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則】 本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。</p> <p>1) スチレンを発散する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th>使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td rowspan="5">発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th>使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) クロロピリホス、ダイアジンン及びフェノプロカルブを含有する防霉・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th>使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存（木材の防霉・防蟻処理）剤</td> <td>含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th>使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事に使用する資材・機材は、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（以下「評価名簿登載品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)バッテリービングが認定した優良住宅部品（BL部品）。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。）</p> <p>なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p> <p>また、防犯建物部品とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、(ア)騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、(イ)騒音の発生を許容する攻撃方法に対して</p>	対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	⑥ 保温材、緩衝材、断熱材	⑦ 塗料	⑧ 仕上塗材	対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	木材保存（木材の防霉・防蟻処理）剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後現場へ搬入する。	対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																														
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																														
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																														
③ ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																														
④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																														
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																															
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																															
⑦ 塗料																															
⑧ 仕上塗材																															
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																														
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																														
② 塗料																															
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																														
木材保存（木材の防霉・防蟻処理）剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後現場へ搬入する。																														
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																														
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																														
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																														

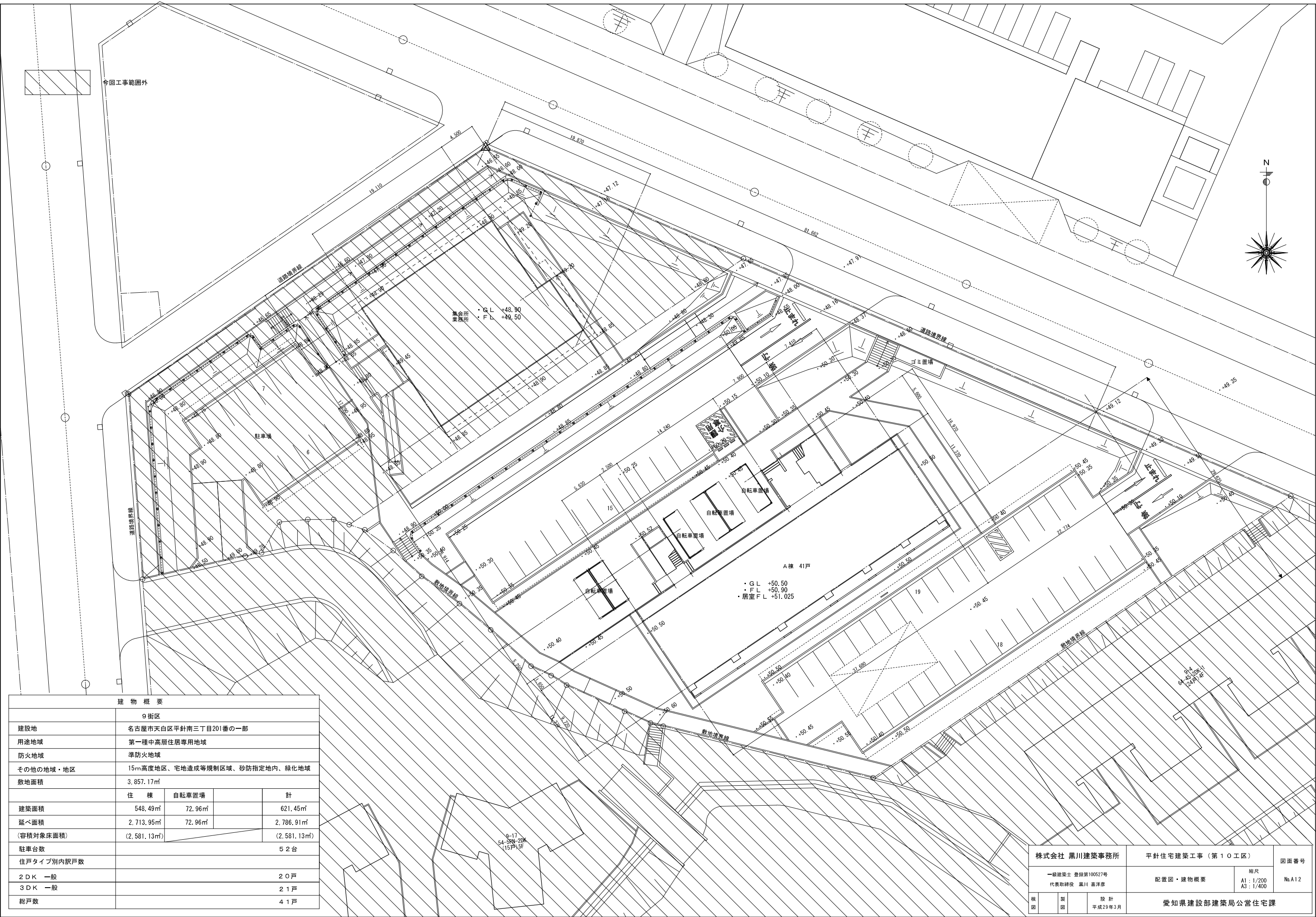
項目	特記事項																																																																											
	<p>は、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。</p>																																																																											
	<p>* 特定建設資材の再資源化等</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku</a> から入手すること。</p> <p>（注）別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p> <p>* 別表1 建築物に係る解体工事</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建築設備、内装材等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 別表2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 上部構造部分、外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体工事</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付風品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ コンクリート</td> <td>サンケン起工株式会社</td> <td>愛知県愛知郡東郷町大字春木字新地3922番393</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト・コンクリート</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付風品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・ コンクリート	サンケン起工株式会社	愛知県愛知郡東郷町大字春木字新地3922番393	・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	同上	同上	・ アスファルト・コンクリート	同上	同上	・ 木材	同上	同上
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																										
・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																										
・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																										
・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ 本体付風品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																										
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																																																																										
・ コンクリート	サンケン起工株式会社	愛知県愛知郡東郷町大字春木字新地3922番393																																																																										
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	同上	同上																																																																										
・ アスファルト・コンクリート	同上	同上																																																																										
・ 木材	同上	同上																																																																										
<p>建築工事指定資材</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>株式会社 黒川建築事務所</b></td> <td style="text-align: center;"><b>平針住宅建築工事(第10工区)</b></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">図面番号 No.A10</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td style="text-align: center;">縮尺 建築工事特記仕様書10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H29年3月</td> <td style="text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	<b>株式会社 黒川建築事務所</b>		<b>平針住宅建築工事(第10工区)</b>	図面番号 No.A10	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺 建築工事特記仕様書10	検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																																																
<b>株式会社 黒川建築事務所</b>		<b>平針住宅建築工事(第10工区)</b>	図面番号 No.A10																																																																									
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺 建築工事特記仕様書10																																																																										
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																																																									



附近見取図



株式会社 ERCデザイン 一級建築士 登録第256338号 構造設計一級建築士登録番号 第3860号 代表取締役 池田寛彦	株式会社 黒川建築事務所 一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦	平針住宅建築工事 (第10工区)		図面番号
		全体配置図, 附近見取図	縮尺 A1: 1/500 A3: 1/1,000	No. A11
検 図	製 図	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成29年 3月		



今回工事範囲外

集会所  
事務所  
• GL +48.90  
• FL +49.50

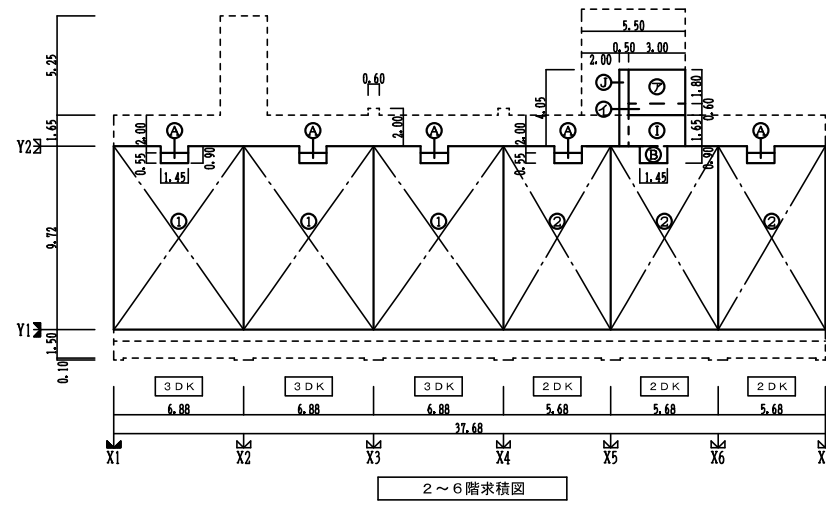
A棟 41戸  
• GL +50.50  
• FL +50.90  
• 居室FL +51.025

9-17  
54-SRN-20K  
15戸15F

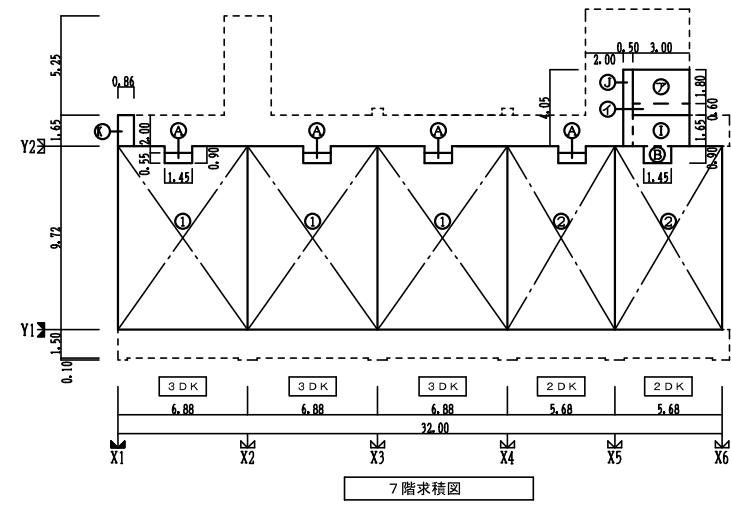
建物概要

建設地	9街区		
用途地域	名古屋市中区平針南三丁目201番の一部		
防火地域	第一種中高層住居専用地域		
防火地域	準防火地域		
その他の地域・地区	15m高度地区、宅地完成等規制区域、砂防指定地内、緑化地域		
敷地面積	3,857.17㎡		
	住棟	自転車置場	計
建築面積	548.49㎡	72.96㎡	621.45㎡
延べ面積	2,713.95㎡	72.96㎡	2,786.91㎡
(容積対象床面積)	(2,581.13㎡)		(2,581.13㎡)
駐車台数	52台		
住戸タイプ別内訳戸数			
2DK 一般	20戸		
3DK 一般	21戸		
総戸数	41戸		

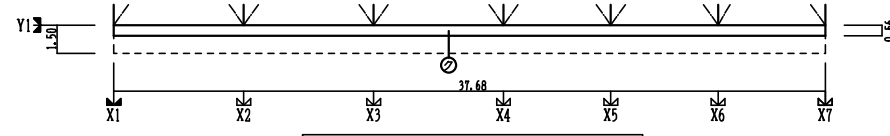
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅建築工事(第10工区)		図面番号
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 高洋彦		配置図・建物概要	縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400	No.A12
校 図	製 図	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成29年3月		



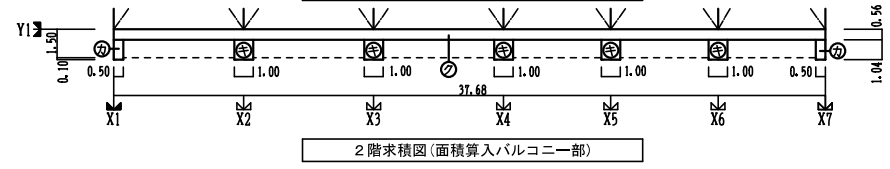
2~6階求積図



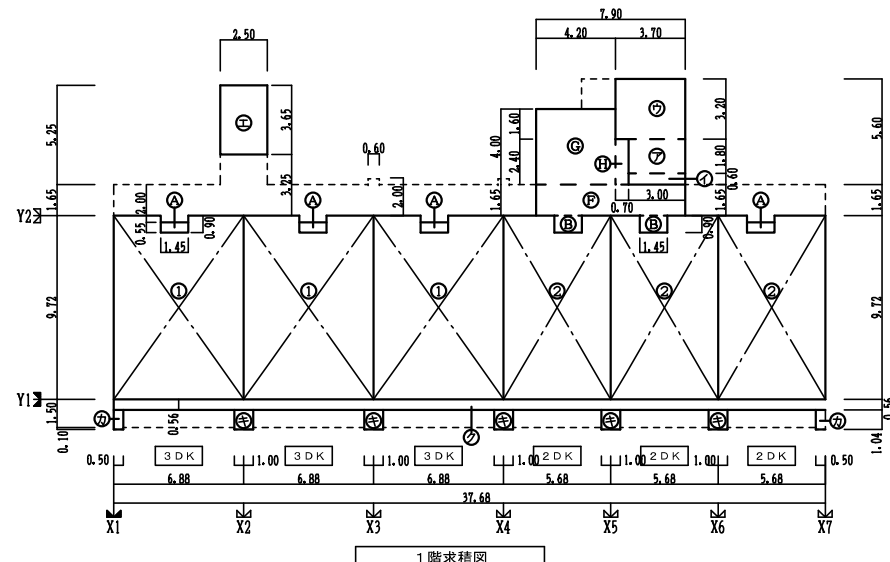
7階求積図



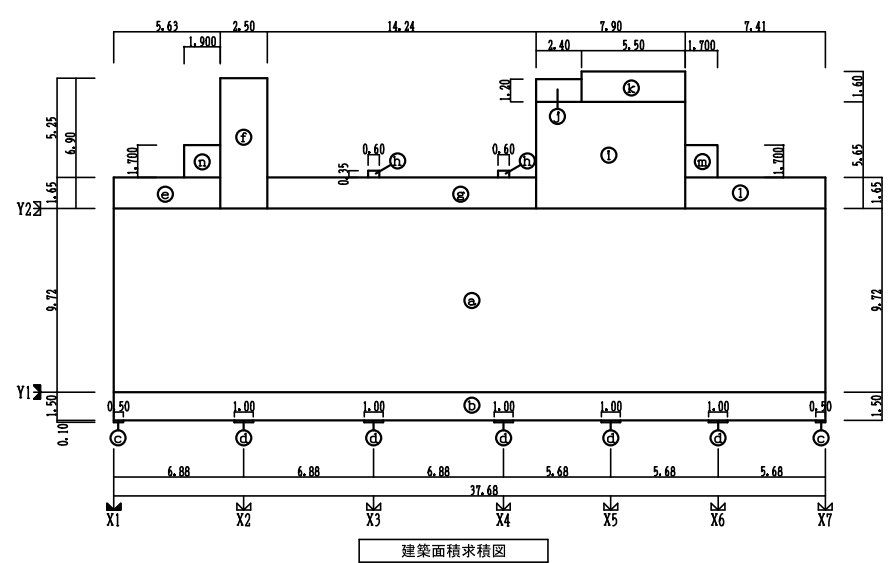
3階求積図 (面積算入バルコニー一部)



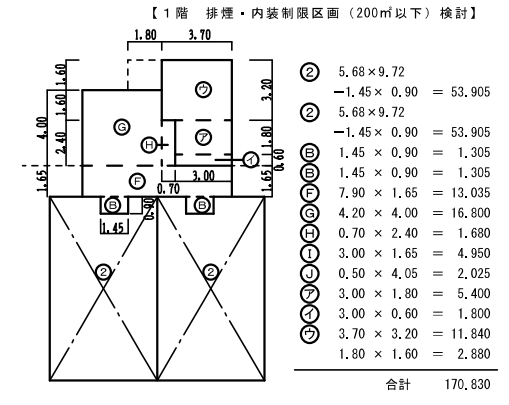
2階求積図 (面積算入バルコニー一部)



1階求積図



建築面積求積図



自転車置場求積図 (Bicycle parking area diagram). Shows the layout of bicycle parking spaces with dimensions.

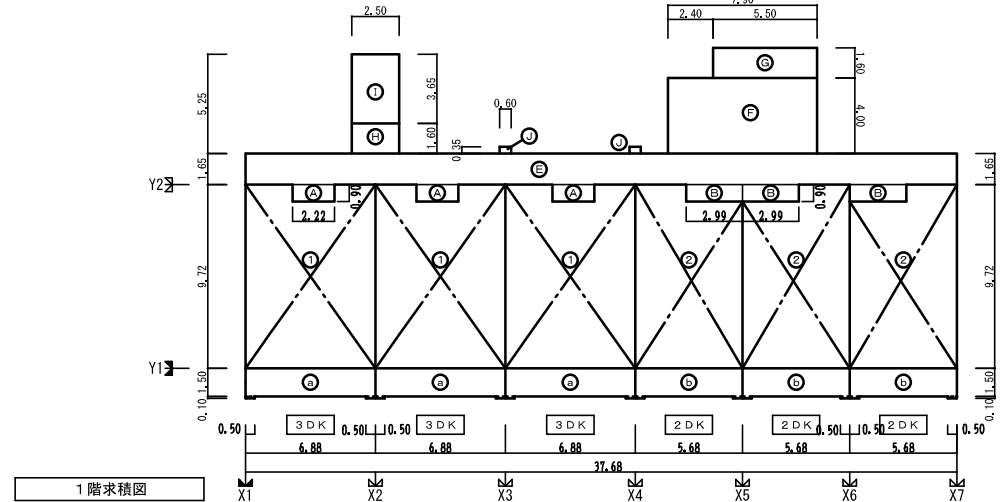
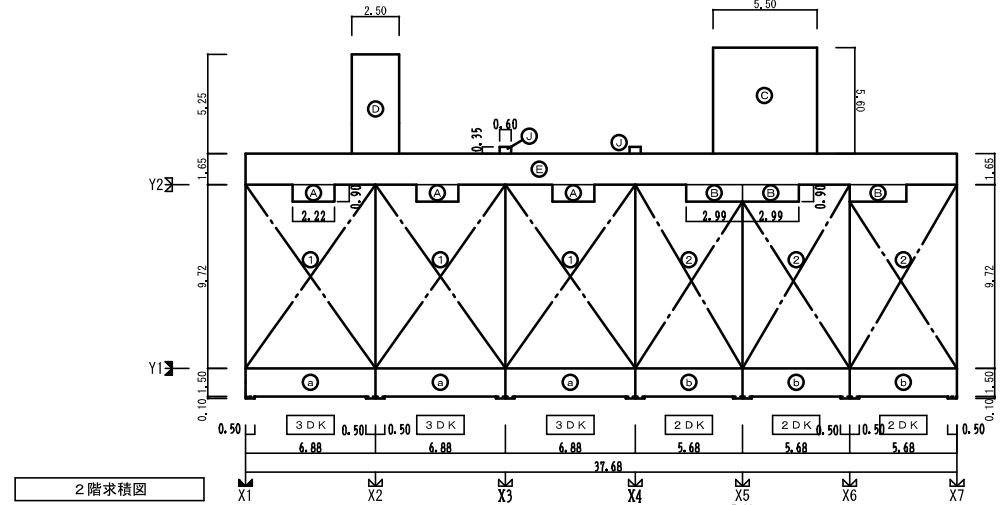
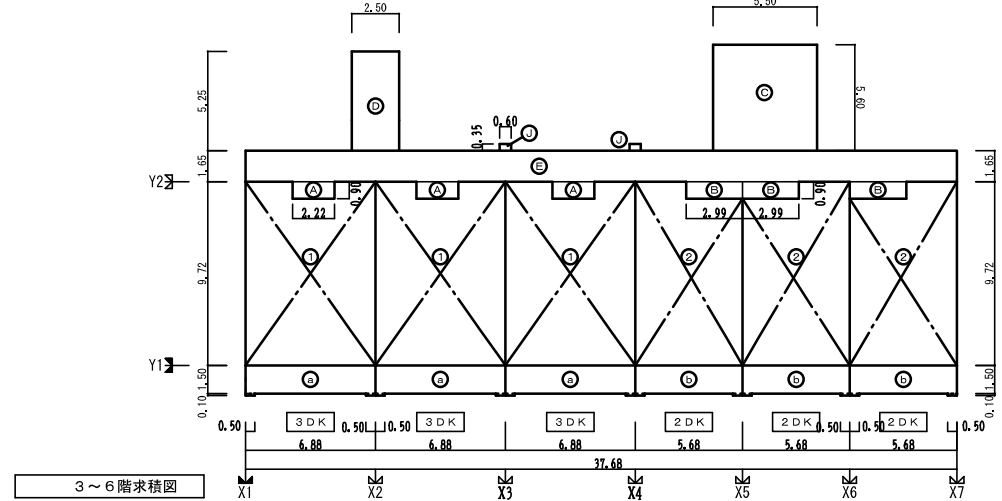
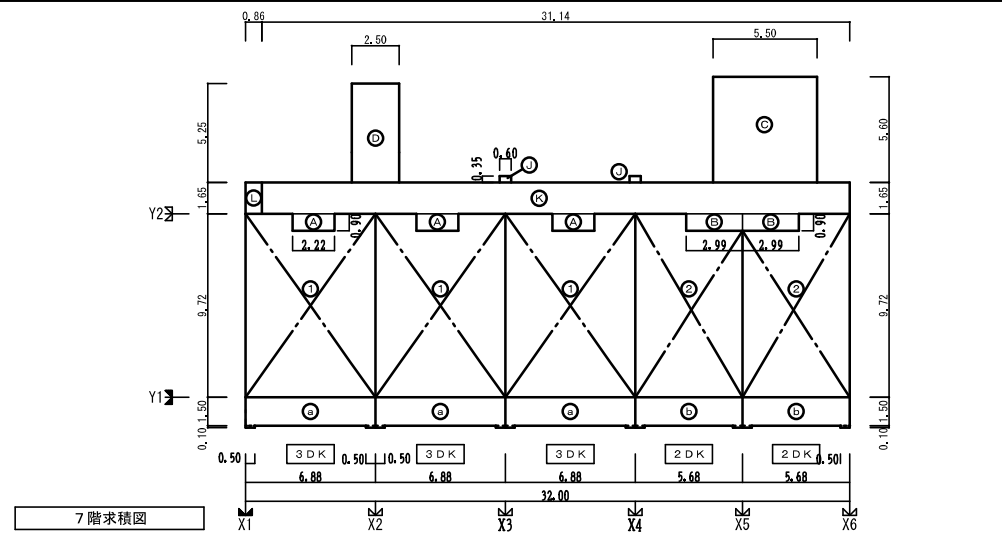
面積計算表 (㎡)				小数点以下第4位切上			
符号	計算式	合計	符号	計算式	合計		
床面積 (住居専用部分)			床面積 (自転車置場)				
①	$6.88 \times 9.72 - 1.45 \times 0.90$	65.569	㊸	$6.08 \times 2.00$	12.160		
②	$5.68 \times 9.72 - 1.45 \times 0.90$	53.905					
床面積 (共用部分)			建築面積 (本体棟)				
A	$1.45 \times 0.55$	0.798	a	$37.68 \times 9.72$	366.250		
B	$1.45 \times 0.90$	1.305	b	$37.68 \times 1.50$	56.520		
C			c	$0.50 \times 0.10$	0.050		
D			d	$1.00 \times 0.10$	0.100		
E			e	$5.63 \times 1.65$	9.290		
F	$7.90 \times 1.65$	13.035	f	$2.50 \times 6.90$	17.250		
G	$4.20 \times 4.00$	16.800	g	$14.24 \times 1.65$	23.496		
H	$0.70 \times 2.40$	1.680	h	$0.60 \times 0.35$	0.210		
I	$3.00 \times 1.65$	4.950	i	$7.90 \times 5.65$	44.635		
J	$0.50 \times 4.05$	2.025	j	$2.40 \times 1.20$	2.880		
K	$3.00 \times 1.80$	5.400	k	$5.50 \times 1.60$	8.800		
L	$3.00 \times 0.60$	1.800	l	$7.41 \times 1.65$	12.227		
M	$3.70 \times 3.20$	11.840	m	$1.70 \times 1.70$	2.890		
N	$2.50 \times 3.65$	9.125	n	$1.90 \times 1.70$	3.230		
床面積 (共用部分)			建築面積 (自転車置場)				
O	$0.50 \times 1.04$	0.520	㊸	$6.08 \times 2.00$	12.160		
P	$1.00 \times 1.04$	1.040					
Q	$37.68 \times 0.56$	21.101					
R	$0.86 \times 1.65$	1.419					

延床面積 面積表 (㎡)				小数点以下第3位切上			
階数	計算式	合計					
7	$① \times 3 + ② \times 2 + A \times 4 + B + I + J + K + L + M + N$	324.61					
4~6	$① \times 3 + ② \times 3 + A \times 5 + B + I + J + K + L + M + N$	(377.89 × 3)					1,133.67
3	$① \times 3 + ② \times 3 + A \times 5 + B + I + J + K + L + M + N$						398.99
2	$① \times 3 + ② \times 3 + A \times 5 + B + I + J + K + L + M + N$						405.23
1	$① \times 3 + ② \times 3 + A \times 4 + B + I + J + K + L + M + N$						451.25
小計							2,713.95

自転車置場				小数点以下第3位切上			
番号	計算式	合計					
1	㊸	12.160					(12.160 × 6)
合計							72.96
合計							2,786.91

建築面積 面積表 (㎡)				小数点以下第3位切上			
階数	計算式	合計					
本体棟	$a + b + c \times 2 + d \times 5 + e + f + g + h \times 2 + i + j + k + l + m + n$	548.49					72.96
自転車置場	㊸ × 6						621.45
合計							621.45

容積対象床面積 面積表 (㎡)				小数点以下第3位切上			
階数	計算式	合計					
7	$① \times 3 + ② \times 2 + K + L$	311.72					
3~6	$① \times 3 + ② \times 3 + K + L$	(365.63 × 4)					1,462.52
2	$① \times 3 + ② \times 3 + K + L + M + N \times 2 + O \times 5 + Q$						392.96
1	$① \times 3 + ② \times 3 + K + L + M + N \times 2 + O \times 5 + Q$						413.93
合計							2,581.13



面積計算表 (㎡)					
符号	計算式			合計	
住居専用部分					
①	$6.88 \times 9.72 - 2.22 \times 0.90$			64.87560	
②	$5.68 \times 9.72 - 2.99 \times 0.90$			52.51860	
バルコニー部分					
㉑	$6.88 \times 1.50 + 0.50 \times 0.10 \times 2$			10.42000	
㉒	$5.68 \times 1.50 + 0.50 \times 0.10 \times 2$			8.62000	
符号	計算式	合計	符号	計算式	合計
共用部分					
Ⓐ	$2.22 \times 0.90$	1.99800	Ⓘ	$2.50 \times 3.65$	9.12500
Ⓑ	$2.99 \times 0.90$	2.69100	Ⓧ	$0.60 \times 0.35$	0.21000
Ⓒ	$5.50 \times 5.60$	30.80000	Ⓨ	$31.14 \times 1.65$	51.38100
Ⓓ	$2.50 \times 5.25$	13.12500	Ⓩ	$0.86 \times 1.65$	1.41900
Ⓔ	$37.68 \times 1.65$	62.17200	ⓐ		
Ⓛ	$7.90 \times 4.00$	31.60000	ⓑ		
Ⓜ	$5.50 \times 1.60$	8.80000	ⓒ		
Ⓨ	$2.50 \times 1.60$	4.00000			

住戸専用部分 (㎡)		
階数	計算式	計
7	$① \times 3 + ② \times 2$	299.66400
3~6	$① \times 3 + ② \times 3$	(352.18260 × 4)
2	$① \times 3 + ③ \times 3$	352.18260
1	$① \times 3 + ③ \times 3$	352.18260
合計		2,412.75960

バルコニー部分 (㎡)		
階数	計算式	計
7	$㉑ \times 3 + ㉒ \times 2$	48.50000
3~6	$㉑ \times 3 + ㉒ \times 3$	(57.12000 × 4)
2	$㉑ \times 3 + ㉒ \times 3$	57.12000
1	$㉑ \times 3 + ㉒ \times 3$	57.12000
合計		391.22000

共用部分 (㎡)		
階数	計算式	計
7	$Ⓐ \times 3 + Ⓑ \times 2 + Ⓚ + Ⓧ \times 2 + Ⓒ + Ⓓ + Ⓩ$	108.52100
3~6	$Ⓐ \times 3 + Ⓑ \times 3 + Ⓚ + Ⓧ \times 2 + Ⓒ + Ⓓ$	(120.58400 × 4)
2	$Ⓐ \times 3 + Ⓑ \times 3 + Ⓚ + Ⓧ \times 2 + Ⓒ + Ⓓ$	120.58400
1	$Ⓐ \times 3 + Ⓑ \times 3 + Ⓚ + Ⓧ \times 2 + Ⓒ + Ⓓ + ⓐ$	130.18400
合計		841.62500

公営住宅法による床面積表 (㎡)						
階数	住戸専用面積	バルコニー部分専用面積 (1/3)		小計	共用部分	計
7	299.66400	48.50000	16.16667	315.83067	108.52100	424.35167
3~6	1,408.73040	228.48000	76.16000	1,484.89040	482.33600	1,967.22640
2	352.18260	57.12000	19.04000	371.22260	120.58400	491.80660
1	352.18260	57.12000	19.04000	371.22260	130.18400	501.40660
合計	2,412.75960	330.40000	130.40667	2,543.16627	841.62500	3,384.79127

1戸あたりの共用面積 (㎡)		
住戸タイプ	計算式	合計
3DK	$(64.87560 \div 2,412.75960) \times 841.62500$	22.630073
2DK	$(52.51860 \div 2,412.75960) \times 841.62500$	18.319672

公営住宅法による1戸あたりの床面積表 (㎡)								
住戸タイプ	戸数	住戸部分	住戸専用面積	バルコニー部分	バルコニー合計	合計	1戸あたりの共用面積	1戸あたりの床面積合計
3DK	21	①	64.87560	㉑ × 1/3	3.47333	68.34893	22.630073	90.979003
2DK	20	②	52.51860	㉒ × 1/3	2.87333	55.39193	18.319672	73.711602

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅建築工事 (第10工区)		図面番号
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦		求積図・面積表 (公営住宅法)		縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400
検 図	製 図	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成29年 3月		